

# 韓国の新しい法律

## 「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」

趙 慶 濟\*

### 目 次

はじめに

- I 南北住民特例法制定の背景
- II 南北住民特例法の制定経過
- III 南北住民特例法の概要
  1. 目的、解釈・適用の基本原則
  2. 裁判管轄に関する規定
  3. 南北住民間の家族関係に関する特例
    - (1) 重婚の特例について
    - (2) 失踪宣告取消による婚姻の効力に関する特例
    - (3) 親生子関係存在確認の訴えに関する特例
    - (4) 認知請求の訴えに関する特例
  4. 南北住民間の相続等に関する特例
    - (1) 相続財産返還請求に関する特例
    - (2) 相続回復請求に関する特例
    - (3) 相続の単純承認みなし規定の特例
  5. 北朝鮮住民が相続・遺贈財産等を取得した場合の管理制度
    - (1) 財産管理等に関する韓国民法の規定——不在者の財産管理制度
    - (2) 法院による財産管理人選任の義務化
  6. 北朝鮮住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理する制度の導入
    - (1) 法務部長官の許可と許可された法律行為の効力
    - (2) 許可事由と条件付許可・包括的許可
    - (3) 許可の取消
    - (4) 不許可行為の罰則
  7. 相続・遺贈財産等と相続・遺贈財産等を取得した北朝鮮住民の管理体制の整備
    - (1) 法務部長官の協力要請と関係機関の協力義務等
    - (2) 相続・遺贈財産等を取得した「北韓住民登録台帳」の整備と「北韓住民登録番号」の付与
  8. 罰 則
  9. 施行日・経過規定

おわりに

---

\* ちょう・きよんじえ 司法書士・立命館大学非常勤講師

## はじめに

大韓民国（以下「韓国」という）は、2012年2月10日「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」（法律第11299号、以下「南北住民特例法」又は単に「法」という）を公布した。本法は、南韓住民（以下「韓国住民」という）と北韓住民（以下「北朝鮮住民」という）との間の家族関係及び相続・遺贈等の効力や、相続・遺贈等で北韓住民が所有者となった財産管理を定めた民法の特例法である。

韓国は、財産の私的所有を認めるが、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という）では極めて限られた範囲内でしか私的所有を認めない<sup>1)</sup>。相続が発生した場合、韓国ではその相続財産は広範囲に及ぶ可能性があるが、北朝鮮の場合は相続財産は限られると考えてよい<sup>2)3)</sup>。そこで、北朝鮮住民が死亡して北朝鮮の民法等によって北朝鮮内の財産を韓国住民が相続しても殆ど問題にならないのに対して、韓国住民が死亡し韓国の民法等によって韓国内の財産を北朝鮮住民が相続した場合には様々な問題が生じることが予想される。

今回制定された南北住民特例法は、解放後の混乱や南北同族が戦火を交えた朝鮮戦争により発生した南北離散家族や近年多発している脱北者と北朝鮮住民間の家族をめぐる法律上の諸問題に韓国が正面から取り組んだ立法である。

本稿は、南北住民特例法の若干の解説を試みたものである。なお、末尾に、南北住民特例法、同法施行令、同法施行規則の翻訳文を掲載した。

## I 南北住民特例法制定の背景

1945年8月の解放後の政治的混乱や1950年6月に始まった朝鮮戦争から1953年7月の停戦協定に至るまでに北朝鮮と韓国に離れ離れになった離散家族は約1000万に

- 
- 1) 北朝鮮法の所有権の類型は、大内憲昭『法律からみた北朝鮮の社会』（明石書店、1995年）110頁以下、崔達坤『北朝鮮の民法・家族法』（日本加除出版、2001年）45頁以下を参照。
  - 2) 北朝鮮の所有権の一類型である個人所有権は家庭財産と個別財産に区分され個別財産だけが相続の対象となる点について、前掲注1）大内117頁以下、前掲注1）崔286頁以下を参照。
  - 3) 2002年制定された北朝鮮「相続法」の内容は、木棚照一監修「定住外国人と家族法」研究会編著『在日』の家族法 Q & A 第3版』（日本評論社、2010年）423頁（大内憲昭翻訳）を参照。

達するといわれる<sup>4)</sup>。南北当局者によって離散家族再会の機会は度々設けられることはあったが、恒常的な面会の窓口が設けられないまま今日に至っている。南北統一への様々な動きがあったが、現在その動きも停滞している。停戦協定から約60年が経過し離散家族当事者の高齢化は避けられない。

1990年代に入り北朝鮮から韓国に逃れてくる者が出始めるという新たな局面が生じ、2000年代になると北朝鮮に配偶者を残して韓国に逃れてきた者と北朝鮮居住の配偶者との間の法的な問題が浮上し始めた<sup>5)</sup>。

2004年2月6日には脱北者男性からの離婚請求について、ソウル家庭法院は北朝鮮に居住していると思われる妻との離婚請求を認容したが<sup>6)</sup>、その判決文で訴訟手続についての不備を指摘した。2007年2月に至り「北韓離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」(以下「定着支援法」という)に19条の2が新設された。そこでは、北朝鮮離脱住民が家族関係登録創設手続(戸籍就籍手続)をした後に北朝鮮に残した配偶者を相手に離婚請求ができること、管轄裁判所はソウル家庭法院であること、相手方への送達は公示送達でよいこと、などが定められた<sup>7)</sup>。その後は、ソウル家庭法院に係属中の脱北者の離婚請求は迅速に処理されるようになったといわ

4) 文京洙『韓国現代史』(岩波書店、2005年)76頁。

5) 法律新聞 (<http://www.lawtimes.co.kr/>) 2007.3.2記事によれば、脱北者離婚訴訟は「2003年6件、2004年146件、2005年47件、2006年32件」とある。

6) ソウル家庭法院2004.2.6宣告2003드단5877判決。

7) 「北韓離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」(1997.1.13.法律第5259号、最終改正2010年3月26日法律第10188号)

第2条(定義) 本法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「北韓離脱住民」とは軍事分界線以北地域(以下「北韓」という)に住所、直系家族、配偶者、職場等を置いている者が北韓を逃れた後に外国国籍を取得しなかった者をいう。

第3条(適用範囲) 本法は大韓民国の保護を受けようとする意思を表示した北韓離脱住民について適用する。

第19条(家族関係登録の特例) ① 統一部長官は保護対象者で軍事分界線以南地域(以下「南韓」という)に家族関係登録がなされていない者について本人の意思に従い登録基準地を定めてソウル家庭法院に家族関係登録創設申請書を提出させる。

第19条の2(離婚の特例) ① 第19条に従い家族関係登録を創設した者で北韓に配偶者を残した者はその配偶者が南韓に居住しているか不明確な場合離婚を請求することができる。

② 第19条に従い家族関係登録を創設した者の家族関係登録簿に配偶者として記録されている者は裁判上の離婚の当事者となる。

③ 第1項に従い離婚を請求しようとする者は配偶者が保護対象者に該当しないこと

れる<sup>8)9)</sup>。

2009年2月には、北朝鮮住民4名がソウル中央地方法院に朝鮮戦争の時に越南した父の相続財産を返還せよとの相続回復請求訴訟を提起する事例があった<sup>10)</sup>。その金額が100億ウォン代ということもあり韓国社会に衝撃を与えた。新聞報道によると、長男を連れて越南した男性は韓国で再婚した妻との間に4名の子女をもうけ1987年4月に死亡した。長男は在米の宣教師に北朝鮮の家族の搜索を依頼し、宣教師は北朝鮮を訪問して4名の男女と接触し父の死亡を伝えたところ、訴訟委任状、自筆陳述書、遺伝子検査サンプル等を宣教師を通して長男に伝達し、それを基に北朝鮮在住の相続人4名が相続回復請求訴訟を行ったというのである<sup>11)</sup>。本件訴訟は2011年7月12日に調停が成立したとのことである<sup>12)</sup>。

## II 南北住民特例法の制定経過

韓国法務部は、2009年10月「離散家族特例法制定特別分科委員会」を設置し約1年間の議論を経た後に「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法案」を整え、2010年11月22日公聴会を開催した<sup>13)</sup>。それらを経て、2011年1月11日法務部

---

を証明する統一部長官の書面を添付してソウル家庭法院に裁判上の離婚請求をしなければならない。

④ ソウル家庭法院が第2項による裁判上の離婚の当事者に送達をするときには「民事訴訟法」第195条による公示送達ができる。この場合最初の公示送達は実施した日から2か月が過ぎれば効力が生じる。ただし、同じ当事者に最初の公示送達後に行う公示送達は実施した翌日から効力が生じる。

⑤ 第4項の期間は短縮できない。

(19条の2は2007.1.26.法律8269号で新設され、2007.2.27施行された。)

8) 法律新聞・前掲注5) 2007.3.2記事によれば「脱北者の離婚訴訟は法律上の管轄、送達、離婚原因等に関する手続的な問題が解決されずこの間特別法の立法まですべての裁判手続が中止された状態であった。……進行中の423件の訴訟に少なくない影響をもたらす」と伝える。

9) 法改正後の離婚判決に、ソウル家庭法院2007.6.22.宣告2004ㄷ단77721判決、ソウル家庭法院2007.8.23.宣告2004ㄷ단63067判決。

10) 法律新聞・前掲注5) 2010.11.24記事。

11) 法律新聞・前掲注5) 2011.7.13記事。

12) 法律新聞・前掲注5) 2011.7.13記事。

13) 2010年11月19日法務部報道資料 (<http://www.moj.go.kr/HP/MOJ03/include/blank.jsp> 2010.12.13発信) では、その制定の意義を「統一に備えた最初の立法、南北住民間の

は全文24条附則全6条の「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法案」(以下「第1次立法予告示案」という)を立法予告したが<sup>14)</sup>、様々な批判があり立法化の動きは一時頓挫した。

その批判のひとつは、第1次立法予告示案5条の「準拠法」の規定と6条の「北韓の判決の効力」に関する規定にあった。その5条1項では「本法が適用されるか若しくはそれに関連する法律関係については、第2条の基本原則を考慮し本法と国際私法の目的及び趣旨に反しない範囲内で国際私法を準用する。ただし、国籍が連結点の場合は常居所地を国籍とみなす」と定め<sup>15)</sup>、同条2項では北朝鮮法が不明の場合や北朝鮮法に韓国法に反致する規定がある場合は韓国法を適用すると規定し<sup>16)</sup>、同条3項では北朝鮮法を適用した場合に韓国の公序良俗に明白に違反する場合の公序条項を定めていた<sup>17)</sup>。また、第1次立法予告示案6条では「北韓住民間の家族関係に関する北韓法院の確定判決の南韓における効力については、第2条の基本原則を考慮しその目的と趣旨の範囲内で民事訴訟法第217条の規定を準用する」と定め<sup>18)</sup>、「北韓判決の効力」を限定的ながら認める条項があった。

---

∨直接的な法律紛争解決のための最初の法律、北韓住民も大韓民国国民としての基本権を認めた法律、統一を早めるのに寄与する法律」と述べる。公聴会の内容は前掲5)新聞2010.11.24記事を参照。

- 14) 2011年1月11日法務部公告第2011-3号(第1次立法予告示案)(<http://www.moleg.go.kr/lawinfo/lawNotice?lmPpSeq=11788&pageIndex=267>)。
- 15) 連結点としては国籍は適切ではなく南北間の国家の関係を分裂状態みて準国際私法の問題と捉え常居所を連結点とすべき見解として、임성권 『남북한사이의 사법적법률관계(南北韓の間の私法的法律関係)』(ソウル法英社, 2007年)3頁(19頁), 23頁(39頁)がある。
- 16) 第1次立法予告示案・前掲注14)5条2項「本法に従い本法に従い北韓法を適用すべき場合に、当該法律関係に適用すべき北韓法の内容を知ることができないか又は北韓法によれば南韓法が適用されるべきときには南韓法(準拠法の指定に関する法規を除く)による」。
- 17) 第1次立法予告示案・前掲注14)5条3項「本法に従い北韓法を適用すべき場合に、その規定の適用が南韓の善良な風俗その他の社会秩序に明白に違反するときにはそれを適用してはならない」。
- 18) 民事訴訟法217条(外国判決の効力) 外国法院の確定判決は次の各号の要件を備えれば効力が認められる。
  1. 大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上その外国法院の国際裁判管轄権が認められること
  2. 敗訴した被告が訴状又はそれに準ずる書面並びに期日の通知若しくは命令を適法

しかし、第 1 次立法予告案の 5 条 6 条は、「北韓の法律と北韓の判決の効力を認めることは北韓を国家と認めることではないかとの批判が在り、北韓の法律が大部分時代に逆行しており、法律の規定自体が包括的で明確でないという問題があり、法自体が公開されずその内容も知りえない場合も多く北韓法と判決の効力を認める規定は導入しないこと」として、第 2 次立法予告案では削除された<sup>19)</sup>。

法務部は、同年 8 月 18 日改めて第 1 次立法予告案を修正した「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法案」(以下「第 2 次立法予告案」という)を立法予告して<sup>20)21)</sup>、同年 9 月 1 日に第 18 代国会に提出した。

第 2 次立法予告案に沿った原案は、同年 9 月 2 日に法制司法委員会に回付され一部修正の後に同年 12 月 28 日同委員会において可決され、同日の国会本会議に上程され可決された。南北住民特例法は、2012 年 2 月 10 日法律第 11299 号として公布され

- 
- ㄨ な方式に従い防御に必要な時間の余裕をおき送達を受けたか(公示送達若しくはそれに同等の送達による場合を除く)送達を受けなかったとしても訴訟に応訴したこと
  - 3. その判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序にそぐわないこと
  - 4. 相互の保証があること
- 第 1 次立法予告案では、「民事訴訟法第 217 条第 4 号は除く。」として相互保証要件は除いていた。

- 19) 法律新聞・前掲注 5) 2011.8.18. 記事, 第 2 次立法予告案・後掲注 20) の法務部公告
- 2. 修正案の主要内容 ㄱ. 2) を参照。
- 20) 2011 年 8 月 18 日法務部公告第 2011-139 号(第 2 次立法予告案)(<http://www.moleg.go.kr/lawinfo/lawNotice?lmPpSeq=12963&pageIndex=151>)
- 21) 立法予告で法務部は、その修正理由を「準拠法と北韓判決の効力に関する規定(原案第 5 条と第 6 条)について、北韓の法律と北韓の判決の効力を認めることは北韓を国家と認めることではないかとの指摘があり、北韓の法律は多くの部分が時代に逆行し、法律規定の包括性、不明確性等の問題があり、法が公開されずその内容も知りえない場合も多く、現段階で北韓の法律と判決の効力を外国のように認める場合、かえって不合理な結果を生じることになるとの指摘があり、立法予告した特例法制定案原案から同条項を削除し「北韓住民の南韓内の相続等の財産について北韓住民の財産管理人制度導入に際して北韓住民の意思の連絡が可能な場合には北韓住民が財産管理人を選任することとしたことについて、北韓の実情では北韓住民は北韓保健部等の北韓当局の指示を拒否できず事実上北韓住民の自立的な意思が存在せず、北韓住民が財産管理人を選任するとその過程でブローカーの介入が予想され、一定の保障を代価に処罰を甘受して不法行為をする財産管理人が選定されることがあり北韓住民の財産管理を効率的に行うのは難しいとの指摘があり北韓住民の財産管理人を法院が選任するべく一元化する内容に原案を修正」と説明している。

た<sup>22)</sup>。その後2012年5月7日に「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法施行令」(大統領令第23777号、以下「施行令」という)が<sup>23)</sup>、同年5月11日に「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法施行規則」(法務部令第772号、以下「規則」という)が制定され<sup>24)</sup>、同年5月11日に施行された。

### Ⅲ 南北住民特例法の概要

南北住民特例法は、本則23条、附則3条からなり、本則の章建ては、第1章総則、第2章管轄、第3章南北住民間の家族関係に関する特例、第4章南北住民間の相続等に関する特例、第5章北韓住民の相続・受贈財産等の管理、第6章罰則及び懈怠料、である。

#### 1. 目的、解釈・適用の基本原則

第1章総則では、法1条で法律の目的が掲げられ、法2条では法適用の基本原則を示し、法3条では「南韓」「北韓」「南韓住民」「北韓住民」「分断の終了」「自由な往来」「南北離散」の用語を定義した。

法1条の目的では「本法は南韓住民と北韓住民間の家族関係と相続・遺贈及びそれに関連する事項を規定して南韓住民と北韓住民間の家族関係と相続・遺贈等に関する法律関係の安定を図り、北韓住民が相続若しくは遺贈等により所有することになった南韓内の財産の効率的な管理に資すること」としている。

法2条では、「本法を解釈・適用するときには南韓と北韓の関係が国家間の関係ではない平和的な統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊な関係であることを考慮しなければならない」と法適用の基本原則を定めている。法制司法委員会審査報告書(以下「審査報告書」という)は、この点について、北朝鮮を一つの国家と認定するのではなく、韓国と北朝鮮の関係が国家間の関係ではない平和的な統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊な関係であることを反映し、南北住民特例法を解釈適用する際にそれを考慮するという解釈適用の基本原則を規定したも

---

22) 南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法(国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=4&nwYn=1&query=#liBgcolor43>)

23) 南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法施行令(国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=4&nwYn=1&query=#liBgcolor6>)

24) 南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法施行規則(国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=4&nwYn=1&query=#liBgcolor1>)

の、と解説する<sup>25)</sup>。この基本原則は法 4 条 2 項の裁判管轄規定の解釈・適用にも準用されている。

## 2. 裁判管轄に関する規定

法 4 条は、韓国の法院がどのような場合に裁判管轄を有するかの規定である。同条 1 項では、韓国と実質的な関連性の有無をベースにした管轄配分説の立場に立ちながらも、同条 2 項前段では「国内法の管轄規定を参酌する」との逆推知説も考慮されている。条文の書き振りは、国際私法 2 条と相似している<sup>26)</sup>。しかしながら、審査報告書は、「北朝鮮は民事的関係で一つの法実体を有しているが「国家」とは認められないので、国際私法上の裁判管轄規定をそのまま適用できない」とし<sup>27)</sup>、韓国法院に裁判管轄があるかどうかを判断するには、南北住民特例法の目的を定める法 1 条と解釈・適用の基本原則を規定する法 2 条を考慮する義務があると定める（法 4 条 2 項後段）。さらに、北朝鮮が裁判管轄を有する場合でも「事実上の障害に基づき提訴できない場合には」、大法院のある地であるソウルの「管轄法院に提訴できる」と規定する（法 4 条 3 項）。法 5 条は家庭法院の事物管轄と土地管轄の規定である。

## 3. 南北住民間の家族関係に関する特例

南北住民特例法第 3 章は、重婚、失踪宣告の取消による婚姻の効力、親生子関係存在確認の訴え、認知請求の訴えについての特例規定を設けた。ここでは、それらの韓国民法の規定を概観し、どの点について特例を設けたのかを順を追って述べることにする。

---

25) 法制司法委員会「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法案」審査報告書（大韓民国国会 [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=ARC\\_A1S1O0X9V0O1Q1V5B3K9G4T3X4G1F7](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_A1S1O0X9V0O1Q1V5B3K9G4T3X4G1F7) (2011.12) 9 頁)。

26) 韓国国際私法第 2 条（国際裁判管轄）① 法院は当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的な関連がある場合に国際裁判管轄権を有する。その場合、法院は実質的関連の有無を判断するには国際裁判管轄の配分の理念に適合する合理的な原則に従わなければならない。

② 法院は国内法の管轄規定を参酌して国際裁判管轄権の有無を判断しなければならないが、第 1 項の規定の趣旨に照らして国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。

27) 審査報告書・前掲注25) 10頁。



(1) 重婚の特例について

① 重婚に関する民法等の規定

(i) 韓国民法は「配偶者のある者は重ねて婚姻することはできない」(民法810条)と定め、重婚の場合には取消請求ができるものとしている(同法816条1号)<sup>28)</sup>。婚姻取消請求権者は「当事者及びその配偶者、直系血族、4寸以内の傍系血族又は検事」(同法818条)である<sup>29)</sup>。夫婦の一方が取消請求をする場合は他の一方の配偶者が相手方になり、その者が死亡しているときは検事が相手方になる。前婚の配偶者又は親族が請求する場合は、重婚夫婦の双方が相手方となり、夫婦の一方が死亡しているときは生存配偶者だけが相手方となり、双方とも死亡しているときは検事が相手方になる(家事訴訟法24条)。なお、重婚を原因とした婚姻の取消請求権についての除斥期間の規定はない<sup>30)</sup>。

(ii) 婚姻取消の訴えは家庭法院の専属管轄であり(家事訴訟法2条第1項第2類事件2)、調停前置主義が採用されている(同法50条)。婚姻取消判決は形成判決で第三者に対しても既判力を有する(同法21条)。婚姻取消判決が確定し重婚(後婚)が取消されると「取消の効力は既往に遡及しない」(民法824条)が、取消された後婚配偶者の子に対する養育責任と面接交渉権が準用され(同法824条の2)、過失ある相手方に対する損害賠償請求権も認められている(同法825条)。

---

28) 日本では、朝鮮民事令下の重婚は無効か取消かについて、慣習によれば無効であるが韓国民法の附則18条1項の解釈により韓国民法施行後に継続している重婚は取消しうべき婚姻であるとの見解と無効な婚姻であるとの見解の対立があった(木棚照一監修・前掲3)144頁(執筆西山慶一)。なお、韓国大法院家族関係登録例規157号(2007年12月10日決裁)「民法施行(1960.1.1.)前に成立した重婚の効力」では、「1. 民法施行(1960.1.1.)前の重婚は無効である。2. しかし、旧法当時の重婚であっても新法施行当時までその婚姻(後婚)無効審判がなければ、その婚姻の効力に関しては「民法」附則(1958.2.22.公布法律471号)第18条によって新法の適用を受けなければならない。従って、重婚は「民法」第810条及び第816条によって婚姻取消事由に該当するので前婚者(本妻)と協議離婚が成立した場合には重婚に基づく取消事由は解消する。」としている。

29) 本条は、2012年2月10日法律第11300号で「直系尊属」を「直系血族」に改正され公布日に施行された。改正前の本条は、憲法裁判所2010.7.29.2009헌가8で、「重婚の取消請求権者を規定する民法888条は直系卑属を除いた点が憲法に違反する」との憲法不合法決定がなされ、2011年12月31日まで適用されていた。なお、憲法裁判所に提請した法院に係属されていた事件は、父が1933年現在の北韓地域で婚姻し大韓民国で再婚して1987年に死亡した事案である。

30) 大法院1993.8.24.宣告선고 92므907判決では、10年余に亘って婚姻取消請求をしなかった事例で権利濫用法理を適用した。

(iii) 後婚が取り消された際の、配偶者相続に関しては次の様に整理できよう。配偶者は直系尊属や直系卑属がいればそれらと同順位で相続人となり、それら相続人がいなければ単独相続人となる（民法1000条、1003条）。その相続分は、直系卑属と共同相続するときは直系卑属の相続分の5割を加算し、直系尊属と共同相続するとき直系尊属の相続分の5割を加算する（同法1009条1項2項）。

ところで、甲男と乙女が婚姻（前婚）しその後甲男が丙女と婚姻（後婚）し重婚状態にあったとして、婚姻取消請求をしないままに甲男が死亡すれば乙女と丙女がともに相続権を有することは自明である。しかし、乙女が甲男の死亡後に後婚の取消請求をして判決が確定すると丙女の相続権はなくなるのか。その点について、婚姻取消の効力には遡及効がないので丙女の相続に影響がないという見解（判例）と<sup>31)</sup>、甲男の死亡した後に婚姻が取消されたときは死亡したときに婚姻は消滅しているので乙女だけが相続するという見解がある<sup>32)</sup>。

## ② 重婚の特例規定

(i) 南北住民特例法6条の対象となる重婚は、1953年7月27日の南北の軍事停戦協定（以下「停戦協定」という）締結前に婚姻した者が、北朝鮮に配偶者を残し韓国で再婚した場合の重婚である（法6条1項）。この要件に該当する重婚は、①(i)(ii)で述べた後婚の取消請求ができない（法6条2項本文）。したがって、その場合は前婚も後婚も有効なまままで存続し、前婚者も後婚者も相続権を有することになる<sup>33)</sup>。

後婚を保護した理由を、審査報告書は「南北間の歴史的な特殊状況を考慮するとき民法上の法理をそのまま適用するのは現実とかけ離れ、分断以後形成され長期間持続した生活関係の法的安定性を保障するため」であり「分断の特殊性を考慮し後婚を保護する必要があるので後婚を取消しできない特例を規定する」と解説する<sup>34)</sup>。

31) 大法院1996.12.23.宣告95다 48308判決では「婚姻中に夫婦の一方が死亡し相手方が配偶者として亡人の財産相続を受けた後にその婚姻が取消されたという事情だけでその前になされた相続関係が遡及して無効となり又その相続財産が法律上の原因がないのに取得したと解することはできない」とする。

32) 金疇洙『注釈大韓民国相続法』（日本加除出版、2002年）83頁、金疇洙・金相瑤『親族・相続法 第9版』（ソウル法文社、2010年）509頁、郭潤直『相続法 改訂版』（ソウル博英社、2004年）57頁。

33) 審査報告書・前掲注25) 15頁では、台湾・中国・ドイツの例が紹介されている。台湾では1992年「台湾地区と大陸地区住民関係条例」で重婚を認めつつ後婚を取消（又は無効）請求ができない、ことを紹介している。

34) 審査報告書・前掲注25) 13頁。さらに同13頁注6で「後婚が成立した時点で前婚が」

(ii) ただし、後婚の配偶者双方で重婚取消の合意が成立した場合は後婚の取消し請求が可能となり(法6条2項ただし書き)、①(i)(ii)で述べたことがあてはまる。

また、北朝鮮に居住する前婚の配偶者が再婚し夫婦双方の重婚が成立したときは前婚は消滅したものとみなすので(法6条3項)、後婚は有効に成立する。これは、双方が重婚となる婚姻をしたので前婚を解消させるものである。

以上で述べたことは、停戦協定締結前に婚姻し韓国に配偶者を残した者が、北朝鮮で婚姻が解消しないまま北朝鮮で再婚したときの重婚にも準用される(法6条4項)<sup>35)</sup>。

### ③ 重婚の特例をめぐる問題点

#### (i) 北朝鮮婚姻法の有効性の問題

南北住民特例法6条1項は、停戦協定締結前に婚姻したことを前提とする条項であるから、日本統治下の婚姻法や停戦協定締結前の北朝鮮の婚姻法によって婚姻が実質的にも形式的にも有効に成立していたかどうかが問題となる<sup>36)</sup>。韓国民法は、1958年2月22日法律第471号として公布され、1960年1月1日より施行された。その附則2条は法の不遡及を規定しながら、ただし書きで「旧法によって生じた効力に影響を及ぼさない」としていた。その旧法には「朝鮮民事令」(附則27条2号)が含まれるので、1923年7月1日施行された朝鮮民事令11条(大正11年制令13号改

---

ゝ消滅したものとみなすとの立法方法も考えられるが、前婚が消滅したとしても相続権を認める法理を説明するのは難しく婚姻という極めて私的領域に属する親族法上の行為について国家が法律で前婚を消滅させるのは行き過ぎた干渉であること。また同13頁注7では「この場合一夫一婦制原則に反するとの批判が考えられるが、現行「民法」でも重婚成立を認めており、分断の長期化という特殊性を考慮し当事者の大部分が高齢という点を斟酌すれば、一時的な重婚状態を認めても一夫一婦制の原則についての全面的な否定とまでは云えず合理的な例外に該当すると解されよう」と解説している。

35) 北朝鮮家族法8条は「婚姻は、ただ一人の男子と一人の女子の間のみ婚姻することができる」とあり、13条1文は「本法8条から10条に違反する婚姻は無効である」とし、同条2文は「婚姻は無効認定は、裁判所が行う」こと、14条は「無効と認定された婚姻は、初めから成立しないものとする」と規定している(木棚照一監修・前掲3)418頁から419頁)(翻訳大内憲昭)。

36) 김상용(金相琮)「남북 주민사이의 가족관계에 관한 특례법안(南北住民間の家族関係に関する特例法案)」(前掲注5)新聞2011.1.17第3905号)「北韓で成立した婚姻(前婚)も有効であることは当然である。朝鮮戸籍令が施行された後(1923年7月1日施行)それに従い申告によって成立した婚姻とそれ以前に慣習によって成立した婚姻すべてが有効と認められる」としている。

37) 朝鮮民事令(大正11年制令13号)11条2項「……婚姻, 協議上の離婚……府尹又ハメ

正) で婚姻の届出を形式的成立要件とした規定が適用されることになる<sup>37)</sup>。また、北朝鮮で施行されていた「北朝鮮の男女平等権に対する法令」(1946年 7月30日臨時人民委員会決定54号)「北朝鮮の男女平等権に対する法令施行細則」(1946年 9月14日臨時人民委員会決定78号)が適用される<sup>38)</sup>。また法 6 条 4 項は「北朝鮮で再婚したとき」が要件であり、同じく停戦協定締結後の北朝鮮における婚姻法の実質的成立要件や形式的成立要件によって婚姻が有効に成立していたかどうかが問題となる<sup>39)</sup>。

北朝鮮法の婚姻の有効性について、審査報告書は、「我が国家族法の一方面的な適用に固執し北韓家族法による身分関係の有効性を否定すれば、長期間にわたり適法性を維持してきた身分関係の人為的変更を招く可能性が高く、北韓の婚姻が我が国の公序良俗に反するとは考え難いのでその有効性を認めるのが妥当である」「ソウル家庭法院2003ㄷ58877判決<sup>40)</sup>で北韓で北韓法に従いなされた婚姻の有効性を認め、『北韓離脱住民の保護及び定着支援に関する法律』……第19条の 2 (離婚の特例) 規定も北韓で北韓法による婚姻の有効性を前提に離婚に関する特例を規定していること」などをその理由として解説する<sup>41)</sup>。

#### (ii) 重婚特例規定の範囲の問題

南北住民特例法 6 条 1 項は、停戦協定が締結される前に婚姻し北朝鮮に配偶者を残した者に限定している。その点について、審査報告書は、「1 案 婚姻及び離散の時期を問わず南北に離散して重婚が成立した場合に適用、2 案 定着支援法の適用を受ける脱北者を除いた南北離散家族に適用、3 案 停戦協定が締結される前に婚姻していたが停戦協定が締結される前に南北に離散した場合に限定して適用、4 案 特定時点 (例えば、停戦協定締結時点) 前に婚姻していたが離散家族になった場

ㄱ面長二届出ツルニ因リテ効力ヲ生ズ」。

38) 「北朝鮮の男女平等権に対する法令施行細則」 8 条「結婚は当事者の自由意思による結婚書を当事者が所管の市面人民委員に提出し受理することで成立する」崔達坤『北朝鮮婚姻法』(日本加除出版、1982年) 245頁。

39) その場合には、「北朝鮮の男女平等権に対する法令施行細則」や「北朝鮮家族法」(1990年10月24日最高人民会議常設会議決定 5 号) が適用されることになる。北朝鮮家族法10条「婚姻は、身分登録機関に登録してはじめて法的に認定される」木棚照一監修・前掲注 3) 418頁 (419頁) (翻訳大内憲昭)。

40) ソウル家庭法院2004.2.6.宣告2003ㄷ58877判決は、1997年北朝鮮で婚姻し原告たる夫と被告たる妻が子と脱北して中国で生活していたが、妻は北朝鮮に強制送還されたが、夫と子は韓国に2003年に入国し、定着支援法の定めにより戸籍の就籍手続を行い妻との婚姻事実も記載した後に妻との離婚請求と子の親権者指定請求をした事案である。

41) 審査報告書・前掲注25) 12～13頁。

合に限定して適用」が検討できるとしていた<sup>42)</sup>。

最終的には4案を採用したが、審査報告書はその理由について「特定時点前に北韓で婚姻し配偶者を残した者は越南時期を問わず南韓で再婚し重婚となった場合に適用可能で、3案の問題点を解決できるものであり……特定時点を停戦協定締結時として4案を立法化した」と解説し、4案を立法化する際に、特定時点を停戦協定とした点は、「停戦協定締結ではなくそれ以後の時点(1960年1月1日、筆者注：民法施行日)を基準にしてもその時点以後に婚姻しそれ以後に帰順した者は除かれるという問題は依然として残るので、離散家族発生の主たる原因であり歴史的にも大きな意味がある停戦協定締結という事件を基準にして、南北住民特例法案の適用対象になる婚姻を規律することは立法の裁量の範囲内にあるもので合理性があると判断される」と述べている<sup>43)</sup>。

では、停戦協定締結後に北朝鮮で婚姻し韓国で再婚した場合の後婚の取扱いはどうになるのか。その場合は定着支援法<sup>44)</sup>の適用対象者として北朝鮮に残した配偶者を相手方として離婚訴訟が提起できるので離婚判決を得て再婚することが可能になろう。若し、離婚訴訟を提起せずに再婚したときは重婚となり、後婚は①で述べた民法所定の通り取消すべき婚姻となり、取消されるまでは前婚・後婚ともに有効な婚姻になると解されよう。

## (2) 失踪宣告取消による婚姻の効力に関する特例

### ① 失踪宣告取消による婚姻の効力に関する韓国民法の規定

(i) 失踪宣告には普通失踪(5年)と特別失踪(1年)があり(民法27条)、失踪宣告がなされると民法27条の期間が満了したときに死亡したものとみなされる(同法28条)。失踪宣告は、「失踪者が生存した事実又は前条の規定と異なったときに死亡した事実の証明があれば、法院は本人、利害関係人、又は検事の請求によって……取消さなければならぬ」(同法29条①)。失踪宣告取消の要件は、「(a) 失踪者が生存している事実、(b) 失踪期間が満了したときと異なる時期に死亡した事実、(c) 失踪期間の起算点以後の一定の時期に生存していたという事実」があることであり<sup>45)</sup>、失踪宣告の取消は家庭法院の専属管轄である(家事訴訟法2条1、(1)斗類事件3)。

42) 審査報告書・前掲注25) 16～17頁。

43) 審査報告書・前掲注25) 18頁。なお、「3案の場合は停戦協定締結後に越南した者はすべて適用から除かれその範囲が極めて狭く越南時期を立証するのに難しいという問題がある」としている。

44) 「北韓離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」は、前掲注7)を参照。

45) 郭潤直『民法総則 [民法講義 I] 第7版』(ソウル博英社、2002年) 114頁。

(ii) 失踪宣告が取り消されたときは、最初から失踪宣告がなかったことと同じ効果があるのが原則であるが、「失踪宣告後その取消前に善意で行った行為の効力に影響を及ぼさない」(民法29条1項ただし書き)ので、「例えば……生存していた配偶者の再婚等はそのまま有効のままである。この場合の善意とは、失踪宣告が事実と反することを知らなかったことである」<sup>46)</sup>。そこで「失踪宣告後取消前に再婚していた場合に再婚の両当事者が、再婚時に失踪者の生存を知らなかったとすれば再婚は失踪宣告の取消によって影響を受けず有効な婚姻として成立する。しかし、再婚当事者の双方又は一方が悪意であってもその婚姻は当然に無効とは解されない。ただし、前婚が復活する結果、後婚が重婚となるのは免れないので前婚に離婚の原因が生じて後婚は取消することができるに過ぎない」<sup>47)</sup>。

## ② 失踪宣告取消による重婚の特例

南北住民特例法7条の失踪宣告取消の特例の対象者は、停戦協定締結前に婚姻し北朝鮮に配偶者を残した者であり、その配偶者が失踪宣告を得た後にその者が再婚した後に失踪宣告が取り消されれば、再婚当事者が善意であれば前婚は復活し再婚(後婚)も有効になるが(民法29条1項ただし書き)、南北住民特例法では、前婚は復活しないという特例を設けた(法7条1項本文)。

ただし、再婚当事者の一方又は双方が「失踪宣告当時」北朝鮮にいる配偶者の生存事実を知っていた(悪意)ときは、前婚が復活し重婚が成立する(法7条1項ただし書き)。再婚当事者が「失踪宣告当時」に善意で後になって生存事実を知ったとき(悪意)の場合は、どのように解すべきか。前婚は失踪宣告の取消によっては復活しないと解されよう。

さらに、「失踪宣告当時」に再婚当事者の一方又は双方が悪意であった場合はどのようになるのであろうか。前婚・後婚が成立するという重婚状態が生じ、民法では後婚の取消請求ができるが(民法816条, 818条)、南北住民特例法は、その場合でも重婚の取消請求はできず、前婚・後婚とも有効に成立するとした(法7条1項ただし書き)。しかし、後婚配偶者双方で重婚取消の合意が成立した場合は後婚の取消請求が可能となり(法7条2項, 法6条2項)、その場合でも、北朝鮮に居住する前婚の配偶者が再婚していたときは、失踪宣告が取消されても前婚は復活しないとしたのである(法7条3項)。

審査報告書は、その点について、「北韓に配偶者が居住していることを知りながら虚偽で死亡申告した場合でも後婚を保護するのに、北韓で配偶者が生活し居住し

46) 郭潤直・前掲注45) 115～116頁。

47) 金疇洙・金相璋, 前掲注32) 156頁。

ていることを知りながら、失踪宣告を受けた場合は後婚を保護しないならば公平に合致しないので、その場合でも長期間の分断という特殊性を勘案すれば後婚を保護する規定をおく必要がある」と解説する<sup>48)</sup>。

また「他方、失踪宣告が取り消された場合に前婚が一律に復活しないとすれば、再婚せずに独身で生きてきた前婚配偶者に過酷となり、案第6条で前婚と後婚がすべて成立し重婚が成立して後婚を制限することの論理が一貫しないので失踪宣告が取り消された場合でも後婚当事者が悪意の場合には前婚が復活し重婚が成立すると規定した」と解説する<sup>49)</sup>。

### (3) 親生子関係存在確認の訴えに関する特例

#### ① 親生子関係存在確認の訴えに関する韓国民法の規定

(i) 韓国民法は、法院による父の決定(民法845条)、子の親生否認(同法846条)、禁治産者の親生否認(同法848条)、遺言による親生否認(同法850条)、夫の子の出生前の死亡等と親生否認(同法851条)、認知に対する異議の訴え(同法862条)、認知請求の訴え(同法863条)の規定によって訴えを提起できる者は、他の事由を原因として親生子関係存否確認の訴えを提起できる、と定めている(同法865条1項)。この訴えは、家庭法院の専属管轄であり(家事訴訟法2条ガ.(1)ガ類事件4.)、調停を経由しないで行われる。判決が確定すれば、訴えを提起した者は確定日から1か月以内に家族関係登録簿の訂正を申請しなければならない(家族関係の登録等に関する法律107条)。それにより父母の親生子である旨が家族関係登録簿に記録される。

(ii) この訴えは当事者の一方が死亡したときにはその死亡を知った日から2年内に検事を相手に訴えが提起できる(民法865条2項)<sup>50)</sup>。例えば、子が親生子関係存在確認の訴えを提起するには父母が共に生存しているときはそれら父母を共同被告にし、父母の一方が死亡したときはその生存者を被告にし、父母がすべて死亡した場合には検事を被告にしなければならない<sup>51)</sup>。父母がすべて死亡したときの出訴期間は「その死亡を知った日から2年内」である。

#### ② 親生子関係存在確認の訴えに関する特例

南北住民特例法8条1項は、①(i)で述べた民法規定を確認した注意規定である。

---

48) 審査報告書・前掲注25) 20頁。

49) 審査報告書・前掲注25) 21頁。

50) 本項は、2005年3月31日、法律第7427号で「知った日から1年」を「知った日から2年」に改正され、公布日に施行された。

51) 金疇洙・金相階、前掲注32) 302頁、家事訴訟法28条、24条。

1 項で「北韓住民であった者」を含めた点につき、審査報告書は、「北韓離脱住民は北韓住民の概念から除かれるので、訴えの提起時に北韓を離脱し南韓住民になったか外国人であっても親子関係存在確認の訴えを提起する必要がある、北韓にいる間に事実上訴えの提起が不可能なので訴えの提起期間の特例を与える必要性があり」と解説している<sup>52)</sup>。

同法 8 条 2 項は、北朝鮮住民若しくは北朝鮮住民であった子が韓国住民である父母を相手にした民法 865 条 2 項の親子関係存在確認訴訟の出訴期間の特例である。出訴期間は、民法では、①(ii)で述べたように父母が死亡すれば「死亡を知った日から 2 年内」であるが(民法 865 条 2 項)、南北住民特例法は、「分断の終了、自由な往来、その他の事由に基づき訴えの提起に障害事由がなくなったときから 2 年内」とする特例を設けた(法 8 条 1 項 2 項)。その点につき、審査報告書は、「例えば北韓住民である婚姻中の子が北韓で父の死亡の消息に接したが、現実的な障害によってそれから 2 年内に親子関係存在確認の訴えを提起できなかった場合でも……障害事由がなくなったときはその日から 2 年内に提起できることになる。父母と子女は天倫なので、そのような期間において民法による除斥期間経過後でも血縁関係を確認できる道を開くのが正しいと考えた」と解説する<sup>53)</sup>。

また、婚姻中の子として出生した韓国住民が自己の家族関係登録簿に北朝鮮住民若しくは北朝鮮住民であった父母が記録されていない場合の親子関係存在確認訴訟にも、法 8 条 1 項 2 項を準用している(法 8 条 3 項)。

#### (4) 認知請求の訴えに関する特例

##### ① 認知請求の訴えに関する韓国民法の規定

(i) 婚姻外の子を父又は母が自己の子とする法律上の制度が認知制度である。任意認知(民法 855 条～858 条)と強制認知(同法 863 条)がある。民法 863 条は、強制認知に関して、「子とその直系卑属又はその法定代理人は父又は母を相手にして認知請求の訴えを提起できる」と定める。しかし、婚外母子関係の成立は棄児のような特殊な場合を除いては、分娩の事実によって当然に生じ母の認知は不要とするのが通説・判例の立場である<sup>54)</sup>。認知の訴えは家庭法院の専属管轄であり(家事訴訟法 2 条 1 項(2) ㄱ 類事件 9)、調停前置主義が採用されている(家事訴訟法 50 条)。判

---

52) 審査報告書・前掲注 25) 19 頁。

53) 김상용(金相瑢)・前掲注 36) 参照。

54) 李庚熙『家族法 五訂版』(ソウル法元社, 2006 年) 174 頁, 金淸洙・金相瑢, 前掲注 32) 281 頁。



決が確定すれば訴えを提起した者は確定した日から1か月以内にその旨を申告しなければならない(家族関係の登録等に関する法律58条)。

(ii) 死後認知の訴えは、「父又は母が死亡したときはその死亡を知った日から2年内に検事を相手に……認知請求の訴えを提起できる」(民法864条)として<sup>55)</sup>、出訴期間を「死亡を知った日から2年」と定めている。

#### ② 認知請求の訴えに関する特例

南北住民特例法9条1項は、①(1)で述べた民法規定を確認した注意規定である。1項で「北韓住民であった者」を含めた点は、(3)②で述べた点と同趣旨である。

同法9条2項は、民法864条の認知請求の訴えに関する出訴期間の特例である。民法では「死亡を知った日から2年内」であるが、本条では「分断の終了、自由な往来、その他の事由に基づき訴えの提起に障害がなくなったときから2年内」とする特例を設けた(法9条2項)。その立法趣旨は、(3)②で述べた親生子存在確認請求の特例と同じである。

また、婚姻外の子として出生した韓国住民とその直系卑属又はその法定代理人が北朝鮮住民若しくは北朝鮮住民であった父又は母を相手に認知請求の訴えを提起するときも法8条1項2項を準用している(法9条3項)。

なお、父母が死亡していなければ何時でも北朝鮮住民若しくは北朝鮮住民であった子とその直系卑属又はその法定代理人は認知請求の訴えが可能なのはいうまでもない(民法863条)。

### 4. 南北住民間の相続等に関する特例

南北住民特例法第5章は、失踪宣告等が取り消された場合の相続財産返還請求、相続回復請求、相続の単純承認規定、についての特例規定を設けた。ここでは、それら韓国の民法規定を概観しどのような点について特例なのかを順次述べることにする。

#### (1) 相続財産返還請求に関する特例

##### ① 失踪宣告取消による財産返還請求権に関する韓国民法等の規定

(i) 失踪宣告取消の効果について、韓国民法29条1項は「ただし、失踪宣告後その取消前に善意で行った行為の効力に影響を及ぼさない」と定める。その「効力に影響を及ぼさない」要件に「失踪期間満了後宣告前に」行われた行為は含まれず、

---

55) 本条は、2005年3月31日法律第7427号で「知った日から1年」から「知った日から2年」に改正され、公布日に施行された。

「善意」とは失踪宣告が事実と反することを知らなかったことであり、両当事者が介在する契約のときの善意については、通説は両当事者の善意を求め一方当事者が悪意であれば行為に影響を及ぼすとする<sup>56)</sup>。

また、同条 2 項前段では「失踪宣告の取消があったときに失踪の宣告を直接の原因として財産を取得した者が善意の場合にはその受けた利益が現存する限度で返還する義務があり」、その後段では「悪意の場合にはその受けた利益に利子を付して返還し損害があればそれを賠償しなければならない」と定めている。「直接の原因」として財産を得た者とは「例えば相続人、遺贈の受遺者、生命保険受益者等を意味し、それらから法律行為によって財産を取得した転得者は含まれない」。「本条の返還義務は、事実上不当利得の返還である。従ってその返還範囲は不当利得における受益者の返還範囲と同じである」<sup>57)</sup>。

(ii) 軍事分界線以北地域の在留者に対する特別法である「不在宣告に関する特別措置法」は<sup>58)</sup>、「法院は残留者であることが不明な者に対しては家族や検事の請求によって不在宣告をしなければならない」(同法 3 条)と定め、「不在宣告をされた者は家族関係登録簿を閉鎖する。その場合民法 97 条の適用及び婚姻に関しては失踪宣告を受けた者とみなす」(同法 4 条)と規定している。その上で、不在宣告が取り消された場合でも「不在宣告の取消はその宣告があった後から宣告が取り消される前までの善意で行った行為の効力に影響を及ぼさない」(同法 5 条 1 項本文後段)と定め、不在宣告の取消の場合には民法 29 条第 2 項を準用する(同法 5 条 2 項)。

## ② 相続財産返還請求に関する特例

南北住民特例法 10 条は、「南北離散後で本法公布日前」に民法上の失踪宣告または「不在宣告に関する特別措置法」による不在宣告(以下「失踪宣告等」という)

---

56) 郭潤直・前掲注 45) 115 頁。

57) 郭潤直・前掲注 45) 116 頁。

58) 「不在宣告に関する特別措置法」(2009.12.19.法律第 9837 号) 公布日に施行

第 1 条 (目的) 本法は大韓民国の軍事分界線以北地域からその以南地域に移転し新たに家族関係登録を創設した者の中で軍事分界線以北地域の残留者に対する不在宣告の手續に関する特例を規定することを目的とする。

第 2 条 (定義) 本法で「在留者」とは家族関係登録簿に軍事分界線以北地域に居住していると表示された者をいう。

なお、2009 年 12 月 28 日までは「不在宣告等に関する特別措置法」(1967.1.16.法律第 1867 号)が適用される。

を受けた北韓住民がその失踪宣告等が取消された場合の返還請求財産の範囲の特例を定めた規定である。

(i) 失踪宣告等の範囲

失踪宣告には、民法27条の失踪宣告と「不在宣告に関する特別措置法」4条でいう不在宣告の効果としての「みなし失踪宣告」がある。本条1項はそのいずれをも含むことを示し、いずれの取消であっても本条を適用することを明示した(法10条1項)。

(ii) 失踪宣告等の取消の場合の返還請求権者の範囲

本条の返還請求権者は失踪宣告等を受けた者が生存しその失踪宣告等が取り消された場合に限られ、失踪宣告等を受けた者が死亡しその死亡が失踪期間等の満了時と異なるとして失踪宣告等が取り消されたときは、失踪宣告等を受けた者の相続人による相続回復請求の問題となる<sup>59)</sup>。

(iii) 直接取得者が悪意の場合の返還請求財産の範囲の縮小

①(i)で述べたように、直接取得者である返還請求の相手方が善意の場合は、その受けた利益が現存する限度で返還する義務(民法29条2項前段)があるが、悪意の場合は「その受けた利益に利子を付して返還し損害があればそれを賠償しなければならない」(同法29条2項後段)。その点について、南北住民特例法10条2項は、悪意であっても「その者が受けた利益の中から」「本法公布日当時に現存する利益とその利子を付して」返還すると規定し、その財産返還範囲を縮小する特例を定めた。直接取得者が悪意であっても本法公布日までは事実上の善意とみなして取り扱う趣旨である。その点について、審査報告書は、「長期間の分断に基づき事実上の往来が困難な状況で、北韓居住家族が活着していることを知っていたという理由だけで悪意と取り扱ってその受けた利益に利子を付して返還し、損害まで賠償せよとするのは分断の特殊性を考慮するとき行き過ぎと判断した」と解説する<sup>60)</sup>。

本項は、南北離散後本法公布日前に、北朝鮮住民が失踪宣告等以外の事由で死亡と処理され北朝鮮住民が生存している場合に生存者が直接受益者に対する返還請求する場合にも準用される(法10条4項)。

(iv) 第三者の取引保護の特例

①(i)で述べたように、韓国民法は失踪宣告が取消されても「失踪宣告後その取消前に善意で行った行為の効力に影響を及ぼさない」(民法29条1項ただし書き)と

---

59) 審査報告書・前掲注25) 25～26頁。

60) 審査報告書・前掲注25) 27頁。

定め、この場合双方行為である契約の場合などは、双方が善意でなければ影響を及ぼすのが通説である。とすれば、悪意の第三者に対しては財産返還請求が可能になるが、南北住民特例法10条3項は、民法29条1項ただし書きの規定を排除し、「本法公布日までに行った行為」は第三者の善意悪意を問わずその法律行為を有効と定めて返還請求ができないとするとともに、「本法公布日から失踪宣告取消審判の確定前まで」は民法の規定と同様に善意の第三者に対しては返還請求できないと定めた。つまり、「本法公布日から失踪宣告取消審判の確定前まで」の悪意の第三者に限って返還請求が可能としたのである。

その点について、審査報告書は、「南北離散家族の場合には北韓で家族が生存していることを知っていたとしても（悪意の場合）、長期間の分断に基づき北韓の残留家族が生きて帰り自己の財産を管理することを期待するのは困難な点、戦争直後の制度と法令が未整備で事実と異なる死亡申告等が多かった点、分断という避けられない事情に基づいていた点等を考慮すると第三者の取引の安全を保護する特別規定をおく必要がある」と解説する<sup>61)</sup>。

本項は、南北離散後本法公布日前に、北朝鮮住民が失踪宣告等以外の事由で死亡と処理され北朝鮮住民が生存している場合に生存者が財産を取得した第三者に対する返還請求にも準用される（法10条4項）。

## (2) 相続回復請求に関する特例

### ① 相続回復請求に関する韓国民法の規定

(i) 韓国民法999条1項は「相続権が僭称相続人によって侵害されたときは相続権者又はその法定代理人は相続回復の訴えを提起できる」と定めている。

相続回復請求権の性質に関しては、相続資格確定説、独立権利説、集合権利説に分かれているが、「判例は集合権利説の立場に立っているとみられる」。それによれば、「相続回復請求権は単一・独立の請求権ではなく、相続財産を構成する個々の財産に関して生じる個別的請求の集合であると理解されるので、……相続を理由にして相続財産の返還を請求する訴は、それが包括的に行使しようと相続財産中の特定財産に対して行使されようと、第三取得者に行使されようと、訴の名称がいずれも相続を原因として行われれば、相続回復請求権の行使であるとみて、物権的請求権との競合を認めない」という<sup>62)</sup>。

相続回復請求権訴訟の被告は、僭称相続人若しくは他の相続人の相続分を侵害す

---

61) 審査報告書・前掲注25) 28頁。

62) 金疇洙・前掲注32) 46頁～49頁。

る共同相続人であり、それらから相続財産を転得した第三者である<sup>63)</sup>。また相続開始後に認知されたか又は裁判の確定により共同相続人になった者は、他の相続人に対して相続回復請求ができるが、すでに財産分割等がなされていれば、「相続分に相当する価額の支給を請求する権利がある」(民法1014条)。

(ii) 韓国民法999条2項は、「第1項の相続回復請求権はその侵害を知った日から3年、相続権の侵害行為があった日から10年を経過すれば消滅する」と定めている<sup>64)</sup>。この請求権の期間について、判例も学説も除斥期間としている<sup>65)</sup>。「侵害の事実を知った」という事実はそれを主張する者が立証する必要がある、その除斥期間の起算点は自己が真正相続人であることを知りさらに相続から除外された事実を知ったときである<sup>66)</sup>。

## ②相続回復請求に関する特例

南北住民特例法11条は、南北離散を原因として被相続人である韓国住民から相続を受けられなかった北朝鮮住民又は北朝鮮住民であった者(その法定代理人を含む)が、相続回復請求する場合の価額返還請求の特例と韓国住民の寄与分の特例を定めた条項である。

(i) 本条1項は、「他の共同相続人がすでに分割、その他の処分をしていた場合には」、被認知者の価額請求権の規定(民法1014条)と同じように価額請求ができる特例を設けた。その意義は、北朝鮮住民が家族関係登録簿に相続人と記載されている場合は相続回復請求の訴えの提起により現物返還請求も可能であるが、価額返還の特例が民法にはないので価額返還でも可能とする特例を設けたものである(法11条1項後段)。ただし、審査報告書は、「第三者に対する相続回復請求の場合にはこの特例は適用されず、現物返還に限ると解される」と説明する<sup>67)</sup>。

(ii) 韓国民法1008条の2に寄与分の規定がある。その1項では寄与分の具体的事例とその算定方法が定められ、共同相続人間で寄与分について「協議が不調又は協議をすることができない場合」の家庭法院への寄与分請求を定めている(民法1008条

---

63) 金疇洙・前掲注32) 52~61頁, 金疇洙・金相瑤, 前掲注32) 52~61頁, 郭潤直・前掲注32) 160頁, 李庚熙・前掲注54) 450頁。

64) 本条2項は、憲法裁判所2001年7月19日 선고99헌바9で違憲決定があり2001年7月19日からその効力を喪失していたが、2002年1月14日法律第6591号で「相続が開始した日から」から「相続権の侵害行為があった日から」に改正され公布日に施行された。

65) 金疇洙・前掲注32) 65頁, 郭潤直・前掲注32) 167頁, 李庚熙・前掲注54) 452頁。

66) 郭潤直・前掲注32) 167頁。

67) 審査報告書・前掲注25) 33頁。

の 2 第 2 項)。家庭法院への寄与分の請求は、財産分割時（同法1013条 2 項）と分割後の被認知者等の価額支給時（同法1014条）の場合にのみ行うことができると定められている（同法1008条の 2 第 4 項）。そこで、本条 2 項では、北朝鮮住民から相続回復請求の訴えがなされた場合、韓国住民に寄与分が認められることがあること、「協議がなされていないか協議ができない場合」の家庭法院への寄与分認定請求が可能とする特例をもうけた（法11条 3 項）。

その点について、審査報告書は「南北分断の状況下で南韓の共同相続人である僭称相続人は善意無過失であり、それらが北韓の真正相続人の相続財産を取っていても、それを理由に寄与分を認めないのは不合理である」と述べる<sup>68)</sup>。

(iii) 相続回復請求事件は一般民事訴訟事件に分類され地方法院の管轄であるが、南北住民特例法11条 1 項の相続回復請求事件は家庭法院合議部の専属管轄とする特例を設けている（法 5 条 2 項）。寄与分の認定は家庭法院の専属管轄事件なので相続回復請求訴訟との併合審理が可能となる<sup>69)</sup>。

### ③北朝鮮住民の相続回復請求をめぐる問題点

#### (i) 北朝鮮住民の相続権について<sup>70)</sup>

審査報告書は、「大部分の学説は北朝鮮住民であっても韓国内の被相続人の財産の相続権を否認できないという立場であり、判例も『相続人が以北にいて生死不明という理由だけでは相続人から除くことはできない』（大法院1982.12.28.宣告81 ㄱ451・453判決）と判示するなど、北韓住民の相続権も南韓住民と同様に認められ」、「北韓も大韓民国領土に属する大韓民国の主権が及ぶ地域で、北韓住民も大韓民国国民という点から北韓住民の相続権を否定できない」と説明する<sup>71)</sup>。

さらに、「外国の国籍を有している者も南韓内の財産を相続できることと比較したとき北韓住民の南韓内財産について相続権を否定する根拠はなく、南韓にいる相続人と同等の法的地位を認めるのが公平に合致する」と述べる<sup>72)</sup>。

68) 審査報告書・前掲注25) 36～37頁。

69) 審査報告書・前掲注25) 11頁。

70) 審査報告書・前掲注25) 31頁では、台湾、中国、西ドイツの例が紹介され、台湾では1992年の两岸条例で、大陸住民にも相続権を認めたが、相続が開始してから3か月以内に被相続人の住所地の管轄法院に相続の意思表示を表示しなければ相続を放棄したものとみなし、相続するにしても総額は200万円を超えてはならない、などの制限を課していたことを紹介している。

71) 審査報告書・前掲注25) 29～30頁。なお、北朝鮮にいるかも知れない相続人を除いたままに相続財産分割をした事例（ソウル家庭法院2004.5.20.98ㄴ합1969判決）もある。

72) 審査報告書・前掲注25) 29頁注19。

(ii) 北朝鮮住民の家族関係登録簿の記載の有無との関係

北朝鮮住民が家族関係登録簿に記載されていない場合は、親生子存在確認請求の訴えや認知請求の訴えにより被相続人の家族関係登録簿に相続人として記載された後に相続財産分割請求が可能となるが、財産分割がすでに終了している場合は価額請求をすることができる(民法1014条)。しかし、北朝鮮住民が家族関係登録簿に相続人と記載されている場合は、直ちに相続回復請求の訴えを提起できる。

(iii) 相続回復請求権の除斥期間の問題

①(ii)で述べたように、民法上の相続回復請求権の除斥期間は「侵害を知った日から3年、相続権の侵害行為があった日から10年」である。

そこで、北朝鮮住民の相続回復請求権について除斥期間の特例をもうけるべきか否かが問題となるが、その点について、審査報告書は、「相続回復請求権の除斥期間を延長する特例を認めるのは、相続回復請求権の除斥期間が経過し、相続財産を確定的に取得した南韓住民に多大な不利益をもたらし、遡及立法による財産権剥奪に当たるとのではないかとこの憲法的議論も提起されよう<sup>73)</sup>」「また北韓住民に相続回復請求権の除斥期間の特例を認めるかどうかの問題は、北韓政権に財産を財産を没収され越南してきた南韓住民に対する財産権の保障を統一後どのように行うのかについての問題とともに相互主義の観点から検討する必要がある」とし、さらに「認めるかの社会的合意が形成されていないと判断して……除斥期間の特例を特に規定しなかった」と述べる<sup>74)</sup>。

(3) 相続の単純承認みなし規定の特例

① 相続の単純承認みなし規定に関する韓国民法の規定

韓国民法1019条1項は、「相続人は相続開始のあったことを知った日から3か月内に単純承認若しくは限定承認又は放棄をすることができる」と定めている。同条同項の「知った日」の起算点については判例が厳格に適用していることもあり、2002年に同条3項に特別限定承認制度を新設した<sup>75)</sup>。限定承認であれ特別限定承認であれ、その効果は「相続により取得すべき限度において被相続人の債務と遺贈を弁済することを条件として相続を承認する」(民法1028条)ことである。

---

73) 審査報告書・前掲注25) 37頁。

74) 審査報告書・前掲注25) 38頁。

75) 憲法裁判所1998年8月27日96헌가22, 97헌가2・3・9, 96헌바81, 98헌바24・25(併合) 全員裁判部は、1026号2号は2000年1月1日から効力を喪失するとして憲法不合法決定をした。その後2002年1月14日法律第6591号の民法改正で1019条3項に特別限定承認制度を新設した。

なお、「相続人が1019条第1項の期間内に限定承認又は放棄をしなかったときには」(同法1026条2号)単純承認したものとみなされる。相続人が単純承認をしたときは、「制限なく被相続人の権利・義務を承継する」(同法1025条)ことになり被相続人の債務も負担することになる。

## ② 相続の単純承認みなし規定の特例

南北住民特例法12条は、相続開始当時北朝鮮住民または北朝鮮住民であった者が相続人であり、分断に基づき民法1019条1項の期間内に限定承認または放棄ができなかった場合は、韓国民法1026条2号の「単純承認をしたものとみなす」規定を適用せずに、韓国住民である被相続人が債務超過の場合は限定承認をしたものとみなす特例を定めた。

したがって「相続によって取得した財産の限度で被相続人の債務と遺贈を弁済する」責任のみが課せられることになる。なお、①で述べた限定承認や特別限定承認の様に3か月以内の法院への手続も不要である。

本条は、債務超過の相続財産を承継することになる北朝鮮住民相続人を保護する規定である。その点について、審査報告書は「南北分断により相続人である北韓住民は南韓にいる被相続人が死亡して相続が開始し、自己が相続人なったことを知っても、南北分断に基づいて相続開始があったことを知った日から3か月内に相続の承認・放棄ができない場合が生じる」ので、「南韓の被相続人が債務超過の場合は北韓住民が民法1026条第1項の期間……内に単純承認若しくは限定承認又は放棄をしない場合、限定承認をしたものとみなし(効果だけみなし、手続規定は適用しない)」と述べる<sup>76)</sup>。

## 5. 北朝鮮住民が相続・遺贈財産等を取得した場合の管理制度

北朝鮮住民が、相続や遺贈若しくは失踪宣告取消などで韓国内の財産(以下「相続・遺贈財産等」という)を取得した場合、北朝鮮に居住しながらそれら財産を使用・管理し、それら財産を処分するにはどのような方法が考えられるか。南北住民特例法第5章は、先ず第一に法院による財産管理人の選任を義務付けるとともに、相続・遺贈財産等はその財産管理人の管理下に置くことを義務付けた。

### (1) 財産管理等に関する韓国民法の規定——不在者の財産管理制度

北朝鮮に居住している相続人や受遺者が韓国内の財産を取得した場合の財産管理について、韓国民法で関連する条項としては、大別して不在者の財産管理制度(民

---

76) 審査報告書・前掲注25) 39頁。



法22条以下)と事務管理による財産管理(同法734条以下)が考えられる。ここでは、前者の規定を見ておこう。

(i) 韓国民法22条の「不在者」とは、「従来の住所や居所を去り、当分の間帰る見込みのない者」といわれ、「従来の住所や居所を去り当分の間帰る見込みがなく、従来の住所や居所にある財産を管理できず放置している状態の者」とも説明される<sup>77)</sup>。

(ii) 不在者が自ら財産管理人を置いていない場合は、「法院は、利害関係人や検事の請求により財産管理に必要な処分を命じなければならない」(民法22条1項)。この処分は家庭法院の専属管轄であり(家事訴訟法2条ナ.(1)ㄷ類事件2)、その処分とは財産管理人の選任である(家事訴訟規則41条)。

(iii) 財産管理人は財産目録を作成し、民法118条の権限を超える行為をするには法院の許可を得なければならない(民法24条1項、25条)。許可なくしてした処分は無効である<sup>78)</sup>。また、管理人は、職務上委任契約によって財産を管理する場合と同一の義務を負担するので、職務については善管注意義務が生じる<sup>79)</sup>。また、法院は、財産管理人に担保提供義務を課すことができ(同法26条1項)、財産管理人に不在者の財産から相当の報酬を支給することができる(同法26条2項)。以上の点は、不在者本人が財産管理人を定めていたが、不在者の生死が明らかでなくなったときに改任される財産管理人にも準用される(同法23条、24条2項、26条3項)。

(iv) 不在者が自ら管理人を置いていた場合は、管理・処分等はすべて不在者と管理人の委任契約によって定められる(同法680条以下)。受任者の善管注意義務(同681条)、復代理権の制限(同法682条)、受任者の報告義務(同法683条)、受任者の取得物等の引渡移転義務(同法684条)等が適用され、委任契約は、委任者・受任者の死亡等によって終了する(同法690条)。若し、委任契約の条項中に民法118条の権限が付与されていなければそれを超えてはならない。

## (2) 法院による財産管理人選任の義務化

### ① 財産管理人の選任

(i) 南北住民特例法13条は、北朝鮮住民が、相続・遺贈財産等を取得した場合は、権利の取得が確定した日から1か月以内に、法院に、相続・遺贈財産等を管理する財産管理人選任の請求をしなければならないと規定した(法13条1項)。北朝鮮住

---

77) 郭潤直・前掲44) 108頁。

78) 郭潤直・前掲44) 109頁、大法院1970.1.27.69ㄷ1820。

79) 郭潤直・前掲44) 110頁。

民の相続・遺贈財産等は法院が選任する財産管理人の管理下におくことにしたのである。さらに、北朝鮮住民が財産管理人の選任請求をしないか請求ができないときは、民法777条の親族、その他の利害関係人、検事が選任請求ができるが（同条2項）、選任した財産管理人が辞任若しくは死亡した場合にもそれら条項を準用している（同条3項）。

また、北朝鮮住民に遺贈を行った遺言者も法院に財産管理人の選任請求ができるが、その場合は1項及び2項は適用されない（法13条3項）。この場合は、遺言者が死亡して遺言の効力が生じれば、遺言執行者が速やかに法院に財産管理人の請求しなければならないと解される（民法1093条、1095条、1099条など）。

(ii) 第1次立法予告案14条では、財産管理人について、北朝鮮住民が選任する委任代理人たる財産管理人、遺言者が選任する委任代理人たる財産管理人、法院が選任する財産管理人という類型が用意されていた。法院が選任する財産管理人は、北朝鮮住民が選任する委任代理人たる財産管理人を選任しない場合に限って選任されるという構成になっていた<sup>80)</sup>。しかし、制定された南北住民特例法では、北朝鮮住民が選任する委任代理人たる財産管理人の選任規定や遺言者が選任する財産管理人の選任規定を削除し、財産管理人は法院で選任する法定代理人に一元化した。

審査報告書は、一元化した理由を「北韓の現状では北韓住民は北韓保衛部等の北韓当局の指示を拒否できず、事実上北韓住民の自律的な意思が存在せず、北韓住民が財産管理人を選任するとその過程でブローカーの介入が予想され、一定の保障を代価にして処罰を甘受して不法行為を行う財産管理人が選定されることになる」と解説し<sup>81)</sup>、「北韓住民や遺言者が選任した財産管理人に関する任意代理人を選任すればその選任契約は無効ではないので、その任意代理人が刑事処罰を甘受しながら

80) 第1次立法予告案・前掲注14) 第14条（財産管理人の選任）① 北韓住民が第11条又は相続・遺贈を原因として南韓内の財産に関する権利を取得した場合には、その権利の取得が確定した日から3ヶ月以内に財産管理人を選任しなければならない。本法施行前に北韓住民が第11条又は相続・遺贈を原因として南韓内の財産に関する権利を確定的に取得した場合には、本法施行日から3ヶ月以内に財産管理人を選任しなければならない。

② 北韓住民が第11条又は相続・遺贈を原因として南韓内の財産に関する権利を取得したとしても、第1項の期間内に財産管理人を選任しない場合には、法院は民法第777条の規定による親族その他の利害関係人又は検事の請求によって財産管理人を選任しなければならない。

③ 北韓住民に対して遺贈をする遺言者は財産管理人を選任することができる。遺言者が財産管理人を選任した場合には第2項は適用しない。

81) 第2次立法予告案・前掲注20) の法務部公告2. 修正案の主要内容 4.2) を参照。

相続・遺贈財産等を北韓に搬出しても現実的にその搬出行為を阻止する対策を準備するのは難しい」と述べている<sup>82)</sup>。

(iii) 財産管理人が辞任・死亡した場合は、北朝鮮住民や民法777条の親族、その他の利害関係人、検事が「辞任若しくは死亡した日から」1か月以内に法院に選任請求を行うことになる(法13条4項)。

(iv) 財産管理人が欠格事由に該当することになった場合、相続・遺贈財産等を不正な方法で管理して財産を危殆させる等の行為をした場合は、北朝鮮住民や民法777条の親族、その他の利害関係人、検事によって、法院にその変更を請求することができる(法13条5項)。

(v) 財産管理人は、韓国住民であることを前提に、一定の欠格事由が列挙されている(法16条)。

## ② 財産管理人の権限と義務

(i) 南北住民特例法という財産管理人の権限とは、北朝鮮住民の相続・遺贈財産等に関する財産管理を行うことであるが、原則として、不在者が財産管理人をおいていない場合の韓国民法の不在者の財産管理の規定が準用される(民法22条以下)と解される。不在者の財産管理人の注意義務は、善管注意義務(同法681条)と解されているが、財産管理人についてその点を明文化し(法14条前段)、担保提供と報酬は民法の不在者の財産管理人の規定を準用した(法14条後段)。なお、北朝鮮住民が、後に述べる法務部長官の許可を得て行う直接使用・管理等以外の法律行為を財産管理人を通さずに行った法律行為は、無効である(法15条)。

(ii) 財産管理人は、不在者の財産管理人と同様に保存・改良・利用行為を行うが、不在者の財産管理人が民法118条に規定する保存・改良・利用行為を超える行為をしようとするときは法院の許可を得なければならないが、南北住民特例法の財産管理人は、事前に法務部長官の許可を得なければならない(法18条1項、施行令5条1項)。許可を受けたときは、法務部長官から許可書が交付される(施行令5条2項)。さらに、(1)(iii)で述べたように不在者の財産管理人は、民法118条の権限を超える行為をするには法院の許可を得なければその行為は無効と解されているが、南北住民特例法の財産管理人も、法務部長官の許可を受けない処分や契約は無効である(法18条2項)。若し、法務部長官の許可を得ないで民法118条の権限を超える法律行為をした財産管理人には、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処せられる(法22条2項1号)。

---

82) 審査報告書・前掲注25) 46頁。

(iii) 財産管理人は選任されてから 1 か月以内に北朝鮮住民の姓名、住所、相続・遺贈財産等の目録を法務部長官に申告しなければならない(法17条1項、施行令2条、規則2条)。辞任した財産管理人又は変更した財産管理人も同様である(法17条2項、施行令3条、規則3条)。また、相続・遺贈財産等の変動事項を知り得るように財産目録を作成・保存しその変動事項を法務部長官に申告しなければならない(法17条3項)。変動事項の申告は、毎年 of 定期申告と法18条1項の許可による変動があった場合の随時申告がある(施行令4条、規則4条)。なお、期間内に申告しなかったり財産目録の変動事項の申告をしなかったり財産目録に虚偽記載を行った場合、財産管理人には1,000万ウォン以下の懈怠料が課せられる(法23条1項)。

(iv) 法院は財産管理人の選任を行うが、財産管理人の管理監督等は法務部の所管になる。

財産管理人の法務部長官への北朝鮮住民の姓名、住所、相続・遺贈財産等の申告事項等や民法118条の権限を超える行為をする際の許可事項等は大統領令で定められる(法17条1項2項3項、法18条1項など)。

## 6. 北朝鮮住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理する制度の導入

北朝鮮住民が相続・遺贈財産等を取得した場合は、法院が選任した財産管理人が管理するのが原則である。法19条は、その例外を定めた規定である。この点について、審査報告書は、「例外的に人道主義的支援から生計の維持・疾病の治療等のための場合はその財産を北韓住民自らが使用・管理できるようにした」と述べる<sup>83)</sup>。

### (1) 法務部長官の許可と許可された法律行為の効力

(i) 相続・遺贈財産等を財産所有者である北朝鮮住民が直接使用・管理させようとする際には、事前に法務部長官の許可を得なければならない(法19条1項前段、施行令6条1項)。許可事項の主要内容を変更する場合も許可を得なければならない(法19条1項後段、施行令6条2項)。許可申請書には、直接使用・管理させる「目的及び必要性」やそれら「財産の種類、数量及び価額」と「開始する期間」を記載し、それら疎明書類があるときはそれらを添付しなければならない(施行令6条1項2項、規則6条1項2項)。

(ii) 許可をうけたときは法務部長官から許可書が交付される(施行令6条3項、規則6条3項)。許可を受けて行った法律行為は有効である(法15条ただし書き)。

---

83) 審査報告書・前掲注25) 56頁。

### (2) 許可事由と条件付許可・包括的許可

(i) 北朝鮮住民が直接使用・管理する場合に、法務部長官が許可する事由とは、「所有者又は民法777条の親族の生計に必要な個人的消費の場合」(法19条2項1号)、「所有者又は民法777条の親族の疾病治療のための場合」(同項2号)、「1号2号に準ずる場合で大統領令で定める場合」(同項3号)であり、その目的に必要な限度で許可される。法19条2項3号の「大統領令で定める場合」とは、「居住する住宅が洪水、台風等の自然災害や火災等で破損若しくは滅失しその住宅の修理等に必要な場合」、「北韓住民又は親族による学業に必要な場合」、「その他それらに準ずる場合で法務部長官が認めた場合」である(施行令7条2項)。また、目的に必要な財産の限度は「南北関係の状況等の諸般の事情を考慮して」法務部長官が公示することになっている(施行令7条3項)。

(ii) ただし、「大韓民国の国家安全保障、秩序維持及び公共の福利を阻害する恐れがある場合で大統領令で定める場合はその限りでない」(法19条2項本文ただし書き)。その場合の大統領令で定める場合とは、①「北韓住民又は親族が相続・遺贈財産等を直接使用・管理できない相当の恐れがあると認めた場合」、②「北韓住民又は親族が相続・遺贈財産等を直接使用・管理すれば」北韓住民若しくは親族の生命又は身体に危害が発生する相当の恐れがあると認めた場合」、③「北韓住民の直接使用・管理に北韓当局が不当に介入する相当の恐れがあると認めた場合」、④「北韓住民の直接使用・管理を許可すれば南北関係に否定的影響を及ぼす恐れがあると認めた場合」、⑤ ①から④までの「規定に準ずる場合で法務部長官が特に必要と認めた場合」である(施行令7条1項)。

(iii) また、法務部長官は、許可を行う場合には「国家安全保障、秩序維持及び公共の福利を考慮して大統領令で定めるところに従い条件を付すことができる」とされ(法19条3項)、目的、内訳についての事後申告、方式と手続等などについて条件を付すことができる(施行令8条)。許可に付された条件は、許可書に明記される(規則6条3項1号別紙第9号書式)。この許可の条件に違反した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処せられる(法22条2項2号)。

(iv) また、法務部長官は「大統領令に定めるところに従い許可対象となる財産権の種類、使用・管理の方法、財産の価額等に関して一定の範囲を定めて包括的に許可することができる(法19条4項)。包括的許可の場合は許可書にその「期間及び内容」が明記される(規則6条3項1号別紙第9号書式)。

### (3) 許可の取消

法務部長官は、「虚偽若しくはその他不正な方法で許可を得た場合は」許可を取

消し(法19条5項ただし書き)、付した条件に違反した場合や「その他国家安全保障、秩序維持及び公共の福利のために必要な場合で大統領令で定める場合」は許可を取消すことができる(法19条5項2号3号)。法19条5項3号の「大統領令で定める場合」とは、「北韓住民若しくはその親族が相続・遺贈財産等を直接使用・管理できなくなったと認めるに足りる顕著な理由がある場合」、「北韓住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理してその北韓住民若しくは親族の生命又は身体に危害が発生したと認めるに足りる顕著な理由がある場合」、「北韓住民の直接使用・管理に北韓当局が不当に介入したと認めるに足りる顕著な理由がある場合」、「北韓住民の直接使用・管理が南北関係に否定的な影響を及ぼすと認めるに足りる顕著な理由がある場合」である(施行令10条)。許可を取り消したときは法務部長官は許可取消決定書を交付する(規則7条,別紙第11号書式)。

#### (4) 不許可行為の罰則

許可を受けないか変更許可を受けないで北朝鮮住民に直接使用・管理させた者<sup>84)</sup>や「虚偽若しくは不正な方法で」許可や変更許可を受けた者には5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処せられる(法22条1項1号2号)。

### 7. 相続・遺贈財産等と相続・遺贈財産等を取得した北朝鮮住民の管理体制の整備

南北住民特例法は、北朝鮮住民が韓国内の相続・遺贈財産等を取得することや直接使用・管理することを定めたが、それら財産等が把握できる体制を整備する必要があるとともに北朝鮮住民が行為主体になることを前提にした人的登録体制の必要に迫られた。

#### (1) 法務部長官の協力要請と関係機関の協力義務等

- (i) 法務部長官は北朝鮮住民の相続・遺贈財産等の状況や相続・遺贈財産等を取得した北朝鮮住民の人的事項の確認のために関係行政機関等に関連資料の提供等の協力を要請できることにし、要請を受けた関係行政機関等は「特別な事情がない限り」協力する義務がある(法20条1項)。
- (ii) さらに、法務部長官は財産管理人の申告事項や法務部長官が許可した事項等を「大統領令で定めるところに従い」統一部長官に通報する義務がある(法20条2項)。その大統領令で定めるところとは、① 財産管理人の申告事項(法17条1項から3項)、② 財産管理人が権限を超える行為を許可した事項(法18条)、③ 北韓住

---

84) 「相続・遺贈等によって取得した財産(その処分を通して取得した財産を含む)を北韓に移し北韓住民が直接・使用管理させた場合」審査報告書・前掲注25) 60頁。

民の直接使用・管理を許可又は不許可とした事項(法19条), ④ 法20条1項により関係行政機関等から知りえた事項で①から③までに準ずる事項, である(施行令11条)。

(2) 相続・遺贈財産等を取得した「北韓住民登録台帳」の整備と「北韓住民登録番号」の付与

①「北韓住民登録台帳」の作成・保存

(i) 法務部長官は, 財産管理人の申告や関係行政機関の協力で北朝鮮住民の韓国内の相続・遺贈財産等の取得を知りえた場合は, 「北韓住民登録台帳」を作成しなければならない(法21条1項, 施行令12条1項)。また, 申告後の変動事項や許可した事項も記載しなければならない(法21条2項)。

「北韓住民登録台帳」には, ① 相続遺贈財産等を取得した北朝鮮住民に関する人的事項, ② 北朝鮮住民の相続・遺贈財産等の取得に関する事項, ③ その他相続・遺贈財産等の効率的管理のために必要な事項で「大統領令で定める事項」が記載される(法21条1項, 施行令12条3項)。その「大統領令で定める事項」とは, ① 法21条3項の北韓住民登録番号, ② 「北韓住民の北韓に居住する家族事項が分かる場合はその家族事項」, ③ 「北韓住民に南韓に居住する家族若しくは親族等の利害関係人がある場合にはその人的事項」, ④ 「北韓住民の財産管理人の人的事項」, ⑤ 「相続・遺贈の場合には被相続人又は遺贈者の人的事項」, ⑥ その他「相続遺贈財産等の効率的管理のために法務部長官が必要と認めた事項」, である(施行令12条4項)。

(ii) 「北韓住民登録台帳」は個人別に区分して作成・保存され(施行令12条2項, 規則8条1項別紙12号書式), 北韓住民全体が分かる目録も作成しなければならない(施行令12条2項, 規則8条2項別紙13号書式)。

②「北韓住民登録番号」の付与等

(i) 法務部長官は, 「北韓住民登録台帳」に登録された北朝鮮住民については「大統領令で定めるところに従い」個人別に固有な登録番号(以下「北韓住民登録番号」という)を付与しなければならない(法21条3項)。「北韓住民登録番号」は, 生年月日・性別・北韓住民の識別等を表示する13桁の数字で(施行令13条1項), 前6桁は生年月日, 後7桁の最初は男子は9, 女子は0で, 2番の桁から5番の桁は0とし最後の2桁は「性別と生年月日が同じ北韓住民について登録順序に従い付与する一連番号を示した数字」とする(規則9条)。

(ii) 北朝鮮住民が韓国内の不動産を登記する場合は, 「北韓住民登録番号」が, 不動産登記法49条の不動産登記用登録番号とみなされる(法21条4項)<sup>85)</sup>。不動産登記

---

85) 不動産登記法第48条(登記事項) ② 第1項各号の権利者に関する事項を記録する

用登録番号は登記記録に記録されるので、当該不動産が北朝鮮住民の相続・遺贈財産等なのかどうかは、不動産登記用登録番号が「北韓住民登録番号」かどうかと所有者の住所欄が「北韓……」の記載で判別できることになる<sup>86)</sup>。

### ③「北韓住民登録番号及び住所確認書」の発給

法務部長官は、財産管理人等が「関係法令で定めるところに従い北韓住民の情報を要請する場合には」「北韓住民登録番号及び住所確認書」を発給することができる（施行令14条）。受給しようとする者は、申請事由を疎明できる資料を添付して申請書を法務部長官に提出しなければならない（規則10条1項別紙14号書式）。「北韓住民登録番号及び住所確認書」は法定されている（規則10条2項別紙15号書式）。

## 8. 罰 則

5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金の対象者は、法19条1項の許可（変更許可を含む）を得ないで北朝鮮住民に相続・遺贈財産等を直接使用・管理させた者（法22条1項1号）、虚偽若しくはその他不正な方法で19条1項の許可（変更許可を含む）を得た者（法22条2項2号）、である。3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金の対象者は、法18条1項に定める権限を超える行為を法務部長官の許可を得ずにした財産管理人（法22条2項1号）、北朝鮮住民が直接使用・管理する場合に法務部長官が許可に付した条件に違反したとき（同条同項2号）、である。

懈怠料は法務部長官に申告すべき義務に違反した場合等の行政的事項に賦課される（法23条）。

## 9. 施行日・経過規定

施行日は、「公布後3か月が経過したときから施行する」（法附則1条）とあるの

---

ゝときには権利者の姓名又は名称の他に住民登録番号又は不動産登記用登録番号と住所又は事務所の所在地をともに記録しなければならない。

第49条①第48条第2項による不動産登記用登録番号（以下「登録番号」という）は次の各号の方法に従い付与する。

86) 2012年5月11日の法務部報道資料 ([http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs\\_03/ListShowData.do?strFilePath=moj/&strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ\\_30200000&strNbodCd=noti0005&strWrtNo=2725&strAnsNo=A](http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strFilePath=moj/&strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_30200000&strNbodCd=noti0005&strWrtNo=2725&strAnsNo=A)) では、北朝鮮住民所有の不動産を取得する場合には、「北韓住民財産管理人かの確認「北韓住民所有不動産を処分する者が法院が選任した財産管理人か、法院の財産管理人決定文があるか」と、法務部長官の処分許可の確認「北韓住民所有不動産を処分する財産管理人が法務部長官の許可を受けているか。法務部長官の処分許可書が有るか」を確認する事項に挙げている。



で、2012年5月11日から施行される<sup>87)</sup>。法附則2条は法の不遡及を規定しつつ、「本法施行当時」法院に南北間住民間の「家族関係又は相続・遺贈等に関する訴訟が係属中の事件に関しては」本法が適用される。

法附則3条は、「本法施行前」に北朝鮮住民が「相続・遺贈または相続財産返還請求権・相続回復請求権の行使により」韓国内の財産を取得した場合にも「本法施行日」からは「第5章(第13条から第21条まで)の規定」が適用され、法13条1項の財産管理人選任の請求期限を「その権利が取得が確定した日」から「本法施行日」とするみなし規定を定めた。

## おわりに

南北住民特例法2条で謳われた法適用の基本原則は、1992年2月の南北高位級会談で発効した「南北韓間の和解と不可侵及び交流協力に関する合意書」の前文の内容と同趣旨である。上記合意書の発効から20年余の歳月が経過した。

本法の制定は、南北に引き裂かれた状況下で引き起こされる家族間紛争の解決への韓国なりの回答である。今後の成り行きを注視したい。

---

87) 前掲注20) 第2次立法予告案では、施行日は「6か月が経過した日」となっていたが、制定法では「3か月が経過した日」に修正した。審査報告書は、その理由を「北韓住民が南韓住民を相手に提起した巨額の相続訴訟が2011.7.12.法院で南韓住民が北韓住民に巨額を与えるとの調停が成立し、その相続財産がいつでも北韓に搬出される可能性があるので南北住民特例法案の施行を最大限早める必要がある」と説明する(審査報告書・前掲注25) 61頁注40)。

(資料 1)

## 南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法

(2012.2.10公布法律第11299号, 2012.5.11施行)

### 第 1 章 総則

**第 1 条 (目的)** 本法は南韓住民と北韓住民間の家族関係と相続・遺贈及びそれに関連する事項を規定して南韓住民と北韓住民間の家族関係と相続・遺贈等に関する法律関係の安定を図り、北韓住民が相続若しくは遺贈等により所有することになった南韓内の財産の効率的な管理に資することを目的とする。

**第 2 条 (法適用の基本原則)** 本法を解釈・適用するときには南韓と北韓の関係が国家間の関係ではない平和的な統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊な関係であることを考慮しなければならない。

**第 3 条 (定義)** 本法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「南韓」とは、軍事分界線以南地域をいい、「北韓」とは軍事分界線以北地域をいう。
2. 「南韓住民」とは、南韓地域に居住する住民をいい、「北韓住民」とは北韓地域に居住する住民をいう。
3. 「分断の終了」とは、南北間が法律上又は事実上一つの国家体制を形成した状態をいう。
4. 「自由な往来」とは、南北間で書信と通信の往来が完全に自由になり、相互訪問において外国に比べて特別な制限がなくなった場合をいう。
5. 「南北離散」とは、その事由と経緯を問わず家族が南韓と北韓に離れ離れになっていることをいう。

### 第 2 章 管轄

**第 4 条 (裁判管轄)** ① 本法が適用されるか若しくはそれと関連した事件で、法院は当事者又は紛争となった事案が南韓と実質的な関連がある場合には裁判管轄を有する。その場合法院は裁判管轄の分配の理念に適合する合理的な原則に従い実質的な関連の有無を判断しなければならない。

② 法院は国内法の管轄規定を参酌して裁判管轄権の有無を判断し、第 1 項の趣旨及び第 2 条の基本原則を考慮しなければならない。

③ 第 1 項及び第 2 項に従い裁判管轄を有する法院に事実上の障害に基づき提訴できない場合には大法院のある地の管轄法院に訴えを提起することができる。

**第 5 条 (家庭法院の管轄)** ① 本法が適用される事件で「家事訴訟法」第 2 条による家庭法院の専属管轄に属する事件は家庭法院の専属管轄とし、各事件の管轄に関しては「家事訴訟法」の各該当規定を適用する。

② 第 11 条第 1 項による相続回復請求事件は家庭法院合議部の専属管轄とし、「家事訴訟法」による㉠類家事訴訟事件の手續により審理・裁判する。

③ 第 13 条による北韓住民の財産管理人の選任・変更に関する事件は北韓住民の財産所在地の

家庭法院の専属管轄とする。

### 第3章 南北住民間の家族関係に関する特例

**第6条 (重婚に関する特例)** ① 1953年7月27日韓国軍事停戦に関する協定(以下「停戦協定」という)が締結される前に婚姻し北韓に配偶者を残した者がその婚姻が解消されない状態で南韓で再婚した場合には重婚が成立する。

② 第1項の事由で重婚が成立した場合には「民法」第816条第1号と第818条にかかわらず重婚を事由に婚姻の取消を請求できない。ただし、後婚配偶者双方の間で重婚取消についての合意が成立した場合にはその限りでない。

③ 第1項の事由で重婚が成立した場合であっても北韓に居住する前婚の配偶者も再婚をした場合には夫婦双方について重婚が成立したときに前婚が消滅したものとみなす。

④ 停戦協定が締結する前に婚姻し南韓に配偶者を残した者がその婚姻が解消しない状態で北韓で再婚した場合も第1項から第3項までの規定を準用する。

**第7条 (失踪宣告の取消による婚姻の効力に関する特例)** ① 停戦協定が締結される前に婚姻し北韓に配偶者を残した者がその配偶者について失踪宣告を受けた後に南韓で再婚をした場合には、失踪宣告が取消されても前婚は復活しない。ただし、婚姻当事者の一方又は双方が失踪宣告当時北韓にいる配偶者の生存の事実を知っていた場合には前婚が復活し重婚が成立する。

② 第1項ただし書の事由で重婚が成立した場合にはその取消請求に関しては第6条第2項を準用する。

③ 第1項ただし書きの事由で重婚が成立した場合であっても北韓に居住する前婚の配偶者も再婚をした場合には失踪宣告が取消されても前婚は復活しない。

**第8条 (親生子関係存在確認の訴えに関する特例)** ① 婚姻中の子として出生した北韓住民(北韓住民であった者を含む)が南韓住民である父又は母の家族関係登録簿に記録されていない場合には、民法第865条第1項に従い訴えを提起できる者が親生子関係存在確認の訴えを提起することができる。

② 第1項の訴えは「民法」第865条第2項にかかわらず、分断の終了、自由な往来、その他の事由に基づき訴えの提起に障害事由がなくなった日から2年内に提起することができる。

③ 婚姻中の子として出生した南韓住民が自己の家族関係登録簿に北韓住民(北韓住民であった者を含む)である父又は母が記録されていない場合その親生子関係存在確認の訴えの提起に関しては第1項及び第2項を準用する。

**第9条 (認知請求の訴えに関する特例)** ① 婚姻外の子として出生した北韓住民(北韓住民であった者を含む)とその直系卑属又はその法定代理人は南韓住民である父又は母を相手方として認知請求の訴えを提起することができる。

② 第1項の訴えは「民法」第864条にかかわらず、分断の終了、自由な往来、その他の事由に基づき訴えの提起に障害事由がなくなった日から2年内に提起することができる。

③ 婚姻外の子として出生した南韓住民とその直系卑属又はその法定代理人が北韓住民(北韓住民であった者を含む)である父又は母を相手方として認知請求の訴えを提起する場合にも第1項及び第2項を準用する。

#### 第 4 章 南北住民間の相続等に関する特例

**第10条 (相続財産返還請求に関する特例)** ① 南北離散後で本法公布日前に失踪宣告（「不在宣告に関する特別措置法」による不在宣告を含む）を受けた北韓住民について失踪宣告の取消審判が確定した場合には、失踪宣告の取消審判を受けた者は失踪宣告を直接の原因として財産を取得した者（その相続人を含む）を相手方にしてその財産の返還を請求することができる。

- ② 第 1 項の場合に返還請求の相手方が善意の場合にはその者が受けた利益が現存する限度で返還する義務があり、悪意の場合にはその者が受けた利益の中から本法公布日当時に現存する利益に利子を付して返還し損害があればそれも賠償しなければならない。
- ③ 第 1 項の事由で失踪宣告が取り消された場合には「民法」第29条第 1 項ただし書きにかかわらずその失踪宣告の取消は本法公布日前まで行った行為と本法公布日から失踪宣告取消審判の確定前まで善意で行った行為の効力に影響を及ぼさない。
- ④ 南北離散後で本法公布日前に失踪宣告（「不在宣告に関する特別措置法」による不在宣告を含む）以外の事由で死亡と処理された北韓住民が生存している場合には、その生存者は死亡処理を直接の原因として財産を取得した者（その相続人を含む）を相手方にその財産の返還を請求することができる。
- ⑤ 第 4 項による財産の返還請求に関しては第 2 項及び第 3 項を準用する。その場合第 3 項中の「失踪宣告取消審判の確定」は「相続財産の返還請求」とみなす。

**第11条 (相続回復請求に関する特例)** ① 南北離散に基づき被相続人である南韓住民から相続を受けられなかった北韓住民（北韓住民であった者を含む）又はその法定代理人は「民法」第999条第 1 項に従い相続回復請求をすることができる。その場合、他の共同相続人がすでに分割、その他の処分をしていた場合にはその相続分に相当する価額で支給することを請求することができる。

- ② 第 1 項の場合に共同相続人の中で相当の期間同居・看護、その他の方法で被相続人を特別に扶養若しくは被相続人の財産の維持又は増加に特別に寄与した者がいるときには、相続開始当時の被相続人の財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなして相続回復請求権者の相続分を算定する。
- ③ 第 2 項による協議がなされていないか協議ができない場合には家庭法院は第 2 項で規定した寄与者の請求によって寄与の始期・方法及び程度と相続財産の額、その他の事情を参酌して寄与分を定める。
- ④ 第 2 項及び第 3 項による寄与分は相続が開始したときの被相続人の財産価額から遺贈の価額を控除した額を超えてはならない。

**第12条 (相続の単純承認みなし規定の特例)** 相続開始当時北韓住民（北韓住民であった者を含む）である相続人が断然に基づき「民法」第1019条第 1 項の期間内に限定承認又は放棄ができなかった場合には、「民法」第1026条第 2 号にかかわらず相続によって取得した財産の限度で被相続人の債務と遺贈を弁済する責任がある。

#### 第 5 章 北韓住民の相続・受贈財産等の管理

**第13条 (財産管理人の選任)** ① 北韓住民が相続・遺贈または第10条第 1 項及び第 4 項に規

韓国の新しい法律「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」(趙)

定した事由で南韓内の財産に関する権利を取得した場合には、その権利の取得が確定した日から1か月以内に法院にその北韓住民の南韓内の財産(相続・遺贈で受けた財産等の果実又は代価で得た財産を含み、以下「相続・遺贈財産等」という)を管理する財産管理人の選任を請求しなければならない。

- ② 北韓住民が第1項により財産管理人の選任を請求しないか若しくは請求ができない場合には「民法」第777条の親族、その他の利害関係人又は検事が法院に財産管理人の選任を請求することができる。
- ③ 北韓住民に対して遺贈を行った遺言者は法院に財産管理人の選任を請求することができる。その場合第1項及び第2項は適用しない。
- ④ 財産管理人が辞任若しくは死亡した場合の財産管理人の選任に関しては第1項及び第2項を準用する。その場合第1項中の「その権利の取得が確定した日」は「財産管理人が辞任若しくは死亡した日」とみなす。
- ⑤ 財産管理人が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、北韓住民、「民法」第777条の親族、その他の利害関係人若しくは検事は法院に財産管理人の変更を請求することができる。
  1. 財産管理人が第16条による欠格事由に該当するに至った場合
  2. 財産管理人が相続・遺贈財産等を不正な方法で管理しそれを危殆させたか若しくは危殆させるおそれが明白な場合
  3. 財産管理人が本法に規定する義務を懈怠した場合
  4. その他第1号から第3号までのために準ずる事由がある場合
- ⑥ 法院は、第1項から第4項までの規定による請求がある場合には、相続・遺贈財産等の管理に適切な財産管理人を選任しなければならない。第5項による請求がある場合には相続・遺贈財産等の管理に適切な財産管理人に変更することができる。

**第14条 (財産管理人の注意義務等)** 第13条により選任又は変更された財産管理人(以下、「財産管理人」という)の注意義務に関しては「民法」第681条を準用し、財産管理人の担保提供と報酬に関しては「民法」第26条第1項及び第2項を準用する。

**第15条 (財産管理人を通さない法律行為の効力)** 財産管理人を通さずに相続・遺贈財産等に関して行った法律行為は無効とする。ただし、第19条により法務部長官の許可を得た場合はその限りでない。

**第16条 (財産管理人の欠格事由)** 財産管理人として選任できる者は、南韓住民で次の各号のいずれか一つに該当しない者でなければならない。

1. 未成年者・禁治産者・限定治産者
2. 回生手続開始決定、個人回生手続開始決定又は破産宣告を受けた者
3. 資格停止以上の刑の宣告を受けその刑期中である者
4. 相続・遺贈財産等を取得した北韓住民に対して訴訟をしたか若しくはしている者又はその配偶者と直系血族

**第17条 (財産管理人の申告義務等)** ① 財産管理人は選任された日から1か月以内に北韓住民の姓名、住所、相続・遺贈財産等の目録、その他大統領令で定める事項を法務部長官に申告しなければならない。

- ② 辞任した財産管理人又は第13条第5項及び第6項により変更した財産管理人は、辞任又は変更した日から1か月以内にその辞任事実等大統領令で定める事項を法務部長官に申告しなければならない。
- ③ 財産管理人は大統領令で定めるところに従い相続・遺贈財産等の変動事項を知り得るように財産目録を作成・保存しなければならない。その変動事項を法務部長官に申告しなければならない。
- ④ 法務部長官は財産管理人の財産管理の状況を確認する必要があるか若しくは相続・遺贈財産等の管理・保存に必要な場合には、財産管理人に関連資料の提出要求等の必要な措置を命ずることができる。
- ⑤ 第1項から第4項までの場合にその費用は相続・遺贈財産等から支給する。

**第18条（財産管理の権限）** ① 財産管理人が「民法」第118条に規定する権限を超える行為をしようとするときには大統領令で定めるところに従い事前に法務部長官の許可を得なければならない。

② 第1項による許可を受けない処分や契約は無効とする

**第19条（北韓住民の直接使用・管理等）** ① 相続・遺贈財産等を財産所有者である北韓住民をして直接使用・管理させようとする者は大統領令で定めるところに従い事前に法務部長官の許可を得なければならない。許可を得る事項で大統領令で定める主要内容を変更するときも同様である。

② 法務部長官は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その目的に必要な限度で第1項による許可を行うことができる。ただし、大韓民国の国家安全保障、秩序維持及び公共の福利を阻害する恐れがある場合で大統領令で定める場合はその限りでない。

- 1. 所有者又は「民法」第777条による親族の生計に必要な個人的消費のための場合
- 2. 所有者又は「民法」第777条による親族の疾病治療のための場合
- 3. その他第1号及び第2号に準ずる場合で大統領令で定める場合

③ 法務部長官は第1項による許可を行う場合に国家安全保障、秩序維持及び公共の福利を考慮して大統領令で定めるところに従い条件を付することができる。

④ 法務部長官は第1項による許可を行う場合に大統領令で定めるところに従い許可対象である財産権の種類、使用・管理の方法、財産の価額等に関して一定の範囲を定めて包括的に許可することができる。

⑤ 法務部長官は次の各号のいずれか一つに該当する場合には第1項による許可を取消すことができる。ただし、第1号に該当する場合にはその許可を取消さなければならない。

- 1. 虚偽若しくはその他不正な方法で許可を得た場合
- 2. 第3項による条件に違反した場合
- 3. その他、国家安全保障、秩序維持及び公共の福利のために必要な場合で大統領令で定める場合

**第20条（協力要請等）** ① 法務部長官は北韓住民の相続・遺贈財産等の取得及び変更の可否、相続・遺贈財産等を取得した北韓住民の人的事項等を確認するために必要な場合には、関係行政機関若しくは団体又は個人に事実確認及び関連資料の提供等の協力を要請することができる。その場合、協力要請を受けた関係行政機関若しくは団体又は個人は特別な事情

韓国の新しい法律「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」(趙)

がない限り協力しなければならない。

- ② 法務部長官は財産管理人が申告若しくは法務部長官が許可した事項及び第1項により知りえた事項を大統領令で定めるところに従い統一部長官に通報しなければならない。
- 第21条 (相続・遺贈財産等を取得した北韓住民の登録台帳)** ① 法務部長官は、次の各号の事項を登録・管理するために大統領令で定めるところに従い北韓住民の登録台帳(以下「北韓住民登録台帳」)を作成・保存しなければならない。
1. 相続・遺贈財産等を取得した北韓住民に関する人的事項
  2. 北韓住民の相続・遺贈財産等の取得に関する事項
  3. その他相続・遺贈財産等の効率的管理のために必要な事項で大統領令が定める事項
- ② 法務部長官は、第17条から第19条までの規定により申告された事項申告後の変動事項及び許可した事項を北韓住民登録台帳に登録・管理しなければならない。
- ③ 法務部長官は、北韓住民登録台帳に登録された北韓住民については大統領令で定めるところに従い個人別に固有な登録番号(以下「北韓住民登録番号という)を付与しなければならない。
- ④ 北韓住民が南韓内の不動産を登記する場合に北韓住民登録番号は「不動産登記法」第49条に従い付与される不動産登記用登録番号とみなす。

**第6章 罰則及び懈怠料**

- 第22条 (罰則)** ① 次の各号のいずれか一つに該当する者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処す。
1. 第19条第1項による許可(変更許可を含む)を得ないで財産を北韓住民をして直接使用・管理させた者
  2. 虚偽若しくはその他不正な方法で第19条第1項による北韓住民の直接使用・管理の許可(変更許可を含む)を得た者
- ② 次の各号のいずれか一つに該当する者は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処す。
1. 第18条第1項に違反して法務部長官の許可を得ないで権限を超える行為をした者
  2. 第19条第3項による許可の条件に違反した者
- ③ 第1項の未遂犯は処罰する。
- 第23条 (過怠料)** ① 次の各号のいずれか一つに該当する者には1,000万ウォン以下の過怠料を賦課する。
1. 第17条第1項及び第2項の期間内に申告をしなかったか若しくは虚偽の申告をした者
  2. 第17条第3項により財産目録を作成又は保存しないか虚偽の財産目録を作成した者
  3. 第17条第3項により相続・遺贈財産等の変動事項を申告しなかったか虚偽の申告をした者
  4. 第17条第4項による法務部長官の措置命令に従わなかった者
- ② 第1項による過怠料は大統領令で定めるところに従い法務部長官が賦課・徴収する。

附 則 (2012.2.10 第11299号)

**第 1 条 (施行日)** 本法は公布後 3 か月が経過した日から施行する。

**第 2 条 (効力の不遡求及び経過措置)** 本法は本法施行前に本法で規律する内容と関連した法律により生じた効力に影響を及ぼさない。ただし、本法施行当時南韓住民と北韓住民間に家族関係又は相続・遺贈等に関する訴訟が法院に係続中の事件に関しては本法を適用する。

**第 3 条 (財産管理人選任等に関する適用例)** 本法施行前に北韓住民が相続・遺贈または相続財産返還請求権・相続回復請求権の行使により南韓内の財産を取得した場合にも本法施行日からは第 5 章 (第13条から第21条まで) の規定を適用する。その場合第13条第 1 項の「その権利の取得が確定した日」は「本法施行日」とみなす。

(資料 2)

## 南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法施行令 (2012.5.7 公布大統領令第23777号, 2012.5.11施行)

**第 1 条 (目的)** 本令は「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第 2 条 (選任された財産管理人の申告義務)** ① 「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」(以下「法」という) 第17条第 1 項に従い、財産管理人は選任された日から 1 か月以内に次の各号の事項を法務部長官に申告しなければならない。

1. 北韓住民の姓名、住所、性別、生年月日、職業及び財産取得の原因
2. 法第13条第 1 項の相続・遺贈財産等 (以下「相続・遺贈財産等」という) の目録
3. 相続・遺贈の場合、被相続人又は遺贈者の姓名、住所及び住民登録番号
4. 財産管理人本人の姓名、住所、住民登録番号、職業、連絡先及び北韓住民との関係
5. 財産管理人に選任された日時、選任法院及び事件番号

② 第 1 項第 2 号による相続・遺贈財産等の目録 (以下「相続・遺贈財産目録」という) には、相続遺贈財産等の具体的種類、数量、価額、所在地、取得日時及び取得原因等を含めなければならない。

③ 相続・遺贈財産目録は、財産管理人に選任された日を基準に作成しなければならない。その場合、北韓住民が相続・遺贈財産等を取得したときから相続・遺贈財産等の内容に変動がある場合にはその変動内容と事由を記さなければならない。

**第 3 条 (辞任又は変更された財産管理人の申告義務)** ① 法第17条第 2 項で「大統領令で定める事項」とは次の各号の事項をいう。

1. 辞任若しくは変更された日時及びその事由
2. 辞任若しくは変更した日を基準に作成した相続・遺贈財産目録。その場合、辞任又は変更直前に申告した相続・遺贈財産目録を基準に相続・遺贈財産等の内容に変動がある場合にはその変動内容と事由を記さなければならない。



**第4条 (財産管理人の相続・遺贈財産目録作成の保存及び変動事項の申告義務)** ① 法第17条第3項に従い財産管理人は相続・遺贈財産等の具体的種類、数量、価額、所在地、取得日時及び取得原因等の相続・遺贈財産等の現況と直前に申告した相続・遺贈財産目録を基準にした相続・遺贈等の変動内容及び事由が分かるように相続・遺贈財産目録を作成・保存しなければならない。

1. 定期申告：毎年12月31日を基準に相続・遺贈財産目録を作成しその翌年1月31日までに申告
2. 随時申告：法第18条第1項に従い法務部長官の許可を得た行為で相続・遺贈財産の変動がある場合には、その変動があった日から1か月以内にその変動の内訳書に関する書類を添付して申告

② 第1項各号による申告に必要な書式は法務部令で定める。

**第5条 (権限を超える行為についての許可申請等)** ① 法第18条第1項に従い「民法」第118条に規定する権限を超える行為の許可を得ようとする財産管理人は、法務部令で定めるところに従い、次の各号の事項が含まれた許可申請書を法務部長官に提出しなければならない。

1. 許可対象財産
2. 許可を受けようとする処分の内容
3. 処分等を行おうとする期間
4. 許可申請の事由
5. 許可を受けようとする行為が不動産に関する契約の場合には契約の相手方及び主要内容

② 法務部長官は、法第18条第1項による許可をする場合には、申請人に法務部令で定める許可書を発給しなければならない。許可をしない場合にはその事実を申請人に通報しなければならない。

③ 財産管理人は、第2項による許可に財産の処分等を行うことのできる期間が定められている場合には、その期間が満了した後は財産の処分等をしてはならない。

**第6条 (北韓住民の直接使用・管理許可等)** ① 法第19条第1項前段により法務部長官の許可を受けようとする者は、法務部令で定めるところに従い次の各号の事項が含まれた許可申請書を法務部長官に提出しなければならない。

1. 相続・遺贈財産等の所有者である北韓住民に直接使用・管理させる目的及び必要性
2. 相続・遺贈財産等の所有者である北韓住民に直接使用・管理させる財産の種類、数量及び価額
3. 相続・遺贈財産等の所有者である北韓住民の直接使用・管理を開始する期間
4. その他第1号から第3号までの事項を疎明できる書類がある場合にはその書類

② 法第19条第1項後段で「大統領令で定める主要内容」とは、第1項1号から第3号までの事項をいう。

③ 法務部長官は法第19条第1項による許可をする場合には申請人に法務部令で定める許可書を発給しなければならない。許可をしない場合にはその事実を申請人に通報しなければならない。

**第 7 条 (北韓住民の直接使用・管理の許可事由等)** ① 法第19条第 2 項各号外の部分のただし書きで「大統領令で定める場合」とは次の各号のいずれかひとつに該当する場合をいう。

1. 財産所有者である北韓住民又は「民法」第777条による親族 (以下、「親族という」) が相続・遺贈財産等を直接使用・管理できない相当の恐れがあると認めた場合
2. 財産所有者である北韓住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理すればその北韓住民若しくは親族の生命又は身体に危害が発生する相当の恐れがあると認めた場合
3. 財産所有者である北韓住民の直接使用・管理に北韓当局が不当に介入する相当の恐れがあると認めた場合
4. 財産所有者である北韓住民の直接使用・管理を許可すれば南北関係に否定的影響を及ぼす相当の恐れがあると認めた場合
5. その他第 1 号から第 4 号までの規定に準ずる場合で法務部長官が特に必要と認めた場合

② 法第19条第 2 項第 3 号で「大統領令で定める場合」とは次の各号のいずれかひとつに該当する場合をいう。

1. 相続・遺贈財産等の所有者である北韓住民が居住する住宅が洪水、台風等の自然災害や火災等で破損若しくは滅失しその住宅の修理等に必要の場合
2. 相続・遺贈財産等の所有者である北韓住民又は「民法」779条による家族の学業に必要な場合
3. その他第 1 号及び第 2 号に準ずる場合で法務部長官が認めた場合

③ 法第19条第 2 項により法務部長官がその目的に従い財産所有者である北韓住民に直接使用・管理させることができる財産の限度は南北関係の状況等の諸般の事情を考慮し法務部長官が定めて公示する。

**第 8 条 (北韓住民の直接使用・管理の許可条件)** 第19条第 3 項により法務部長官が財産所有者である北韓住民の直接使用・管理を許可するときに次の各号事項に関して必要な条件を付すことができる。

1. 財産所有者である北韓住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理しようとする目的に関する事項
2. 財産所有者である北韓住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理する内訳についての事後申告等に関する事項
3. 財産所有者である北韓住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理する方式と手続等に関して遵守すべき事項
4. その他第 1 号から第 3 号までの規定に準ずる事項で法務部長官が特に必要と認めた事項

**第 9 条 (北韓住民の直接使用・管理の包括的許可)** 法務部長官が法第19条第 4 項に従い北韓住民に相続・遺贈財産を直接使用・管理させることを包括的に許可するときには法務部令で定めるところに従い許可書に包括的許可の期間と内容を具体的に明らかにしなければならない。

**第10条 (北韓住民の直接使用・管理許可の取消)** 法第19条第 5 項第 3 号で「大統領令で定める事項」とは次の各号のいずれかひとつに該当する場合をいう。

1. 財産所有者である北韓住民若しくはその親族が相続・遺贈財産等を直接使用・管理できなくなったと認めるに足る顕著な理由がある場合

韓国の新しい法律「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」(趙)

2. 財産所有者である北韓住民が相続・遺贈財産等を直接使用・管理してその北韓住民若しくは親族の生命又は身体に危害が発生したと認めるに足る顕著な理由がある場合
3. 財産所有者である北韓住民の直接使用・管理に北韓当局が不当に介入したと認めるに足る顕著な理由がある場合
4. 財産所有者である北韓住民の直接使用・管理が南北関係に否定的影響を及ぼすと認めるに足る顕著な理由がある場合

**第11条 (統一部長官に対する通報)** ① 法第20条第2項により法務部長官が統一部長官に通報しなければならない事項は次の各号の通りである。

1. 法第17条第1項から第3項までの規定に従い財産管理人が申告した事項
  2. 法第18条に従い法務部長官が許可した事項
  3. 法第19条に従い法務部長官が許可したか若しくは許可を取り消した事項
  4. 法第20条第1項に従い法務部長官が知りえた事項で第1号から第3号までに準ずる事項
- ② 第1項の通報はその事由が発生したときから1か月以内に書面(電子文書を含む)で行わなければならない。ただし、緊急な事由がある場合には口頭若しくは電話等の簡便な方式で通報し事後に書面で通報することができる。

**第12条 (北韓住民登録台帳の作成)** ① 法第21条第1項による北韓住民登録台帳(以下、「北韓住民登録台帳」という)は、法第17条第1項に従い財産管理人が申告した場合若しくは法第20条第1項に従い法務部長官が北韓住民の南韓内の相続・遺贈財産等の取得を知り得た場合に作成する。

- ② 北韓住民登録台帳は個人別に区分して作成・保存しなければならない。その場合北韓住民登録台帳は、連番を附し管理し登録された北韓住民全体が分かる目録を作成しなければならない。
- ③ 北韓住民登録台帳には次の各号の事項を記載しなければならない。
  1. 相続・遺贈財産等を取得した北韓住民の姓名、性別、生年月日、住所及び職業
  2. 北韓住民が取得した相続・遺贈財産等の種類及び価額
  3. 北韓住民が相続・遺贈財産等として不動産を取得した場合にはその不動産の所在地等の不動産に関する事項
  4. 北韓住民が相続・遺贈財産等を取得することになった原因及び日時
  5. 第4項各号の事項
- ④ 法第21条第1項第3号で「大統領令で定める事項」とは次の各号の事項をいう。
  1. 法第21条第3項による北韓住民登録番号
  2. 北韓住民の北韓に居住する家族事項が分かる場合はその家族事項
  3. 北韓住民に南韓に居住する家族若しくは親族等の利害関係人がいる場合にはその人的事項
  4. 北韓住民の財産管理人の人的事項
  5. 相続・遺贈の場合には被相続人又は遺贈者の人的事項
  6. その他相続・遺贈財産等の効率的管理のために法務部長官が必要と認めた事項

**第13条 (北韓住民登録番号の体系等)** ① 法第21条第3項に従い付与する北韓住民登録番号(以下、「北韓住民登録番号」という)は、生年月日・性別・北韓住民の識別等を表示する

13桁の数字とする。

- ② 北韓住民登録番号は 1 人 1 番号とし、すでに付与した番号を他の者に付与してはならない。
- ③ 北韓住民登録番号は「住民登録法」に従い付与される住民登録番号や「出入国管理法」に従い付与される外国人登録番号と重複してはならない。
- ④ 北韓住民登録番号の体系及び付与の手續に関してその他必要な事項は法務部令で定める。

**第14条（北韓住民登録番号及び住所確認書の発給）** 法務部長官は、財産管理人等が関係法令で定めるところに従い北韓住民に関する情報を要請する場合には、法務部令で定めるところに従い北韓住民の北韓住民登録番号及び住所を確認する書面を発給することができる。

**第15条（懈怠料の賦課基準）** 法第23条第2項による懈怠料の賦課基準は別表の通りである。

附 則（2012.05.07 大法院規則第23777号）

本令は2012年5月11日から施行する。

(資料3)

## 南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法施行規則 (2012.5.11 公布法務部令第772号, 2012.5.11施行)

**第1条（目的）** 本規則は「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第2条（選任された財産管理人の申告義務）** ①「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」（以下「法」という）第13条に従い選任された財産管理人が法第17条第1項に従い法務部長官に申告するときは別紙第1号書式の北韓住民財産管理人選任申告書に次の各号の書類を添付して法務部長官に提出しなければならない。

- 1. 法院の北韓住民財産管理人選任決定文
- 2. 別紙第2号書式の北韓住民相続・遺贈財産目録

**第3条（辞任又は変更された財産管理人の申告）** ① 法第17条第2項に従い辞任若しくは変更された財産管理人がその辞任事実等を法務部長官に申告するときは別紙第3号書式の北韓住民財産管理人辞任・変更申告書に次の各号の書類を添付して法務部長官に提出しなければならない。

- 1. 辞任書又は法院の財産管理人変更決定文
- 2. 別紙第2号書式の北韓住民相続・遺贈財産目録

**第4条（財産管理人の相続・遺贈財産目録作成の保存及び変動事項の申告）** ① 法第17条第3項に従い財産管理人が作成・保存しなければならない相続・遺贈財産目録は別紙第2号書式の北韓住民相続・遺贈財産目録による。

②「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法施行令」（以下「令」という）第4条第1項第2号による相続・遺贈財産等の変動内訳書は別紙第4号書式の北韓住民財産変動申告

韓国の新しい法律「南北住民間の家族関係と相続等に関する特例法」(趙)

書による。

**第5条 (権限を超える行為についての許可等)** ① 令第5条第1項による許可申請書は別紙第5号書式の北韓住民財産処分等許可申請書による。

② 令第5条第2項による許可書は別紙第6号書式の北韓住民財産処分等許可書による。

**第6条 (北韓住民の直接使用・管理許可等)** ① 法第19条第1項前段による許可申請及び同条第4項による包括的許可の申請は別紙第7号書式の北韓住民直接使用・管理許可申請書による。

② 法第19条第1項後段による変更許可申請は別紙第8号書式の北韓住民直接使用・管理許可申請書による。

③ 令第6条第3項による許可書は次の各号の区分による。

1. 法第19条第1項前段又は同条第4項による許可をする場合：別紙第9号書式の北韓住民直接使用・管理許可書

2. 法第19条第1項後段による許可をする場合：別紙第10号書式の北韓住民直接使用・管理変更許可書

**第7条 (北韓住民の直接使用・管理の許可の取消)** ① 法第19条第5項による許可の取消は別紙第11号書式の北韓住民直接使用・管理許可取消決定書による。

**第8条 (北韓住民登録台帳)** 法第21条第1項による北韓住民登録台帳は別紙第12号書式による。

② 令第12条第2項による目録は別紙第13号書式の北韓住民登録目録による。

**第9条 (北韓住民登録番号)** 法第21条第3項による北韓住民登録番号(以下「北韓住民登録番号」という)は北韓住民登録番号の各位置に次の各号の区分による数字を使用する方法で付与する。

1. 北韓住民登録番号の前6桁：生年月日を表す数字

2. 北韓住民登録番号の後7桁

㉠. 最初の桁：男子は9、女子は0

㉡. 2番の桁から5番の桁：それぞれ0

㉢. 最後の2桁：性別と生年月日が同じ北韓住民について登録順序に従い付与する一連番号を示した数字

**第10条 (北韓住民登録番号及び住所確認書の発給申請)** ① 令第14条による北韓住民の北韓住民登録番号及び住所を確認する書面を受給しようとする者は別紙第14号書式の北韓住民登録番号及び住所確認書発給申請書に申請事由を疎明できる書類を添付して法務部長官に提出しなければならない。

② 令第14条による北韓住民の北韓住民登録番号及び住所を確認する書面は別紙第15号書式の北韓住民登録番号及び住所確認書による。

附 則 (2012.05.11 法務部令第772号)

本規則は2012年5月11日から施行する。

別紙書式(略)